

令和6年度

海事基盤センター一年報

巻頭言

神戸大学深江キャンパスには専用港（係船池）および附属練習船・各種小型舟艇および海事関連インフラがあり、神戸大学の特色のひとつとなっています。海事基盤センターはそれらインフラの管理運用等をコーディネートする組織であり、小誌は、令和6年度における附属練習船海神丸を含む海事基盤センターの活動記録を取りまとめたものです。

まず、令和6年元旦に発生した能登半島地震による同海域における海底地形調査航海が令和5年度末に実施され、その観測結果は地震学等の学術調査や災害復興等への貴重な情報源であることから、令和6年5月に公開されました。

<https://www.maritime.kobe-u.ac.jp/study/R6notodata.html>

また、災害支援としての医療コンテナの搭載など、練習船としての主要機能である教育研究（海洋調査含）機能以外の「国土強靱化災害対応機能」に積極的に取り組んでおり、令和7年が阪神淡路大震災から30年の節目の年であることもあり、海神丸としてどのようなことに貢献できるのかを検討しています。

これまでの年報等でも繰り返し報告されてきたことですが、海神丸に配置されている乗組員は、教員の船機長、応援航海士を含めてもぎりぎりの人員で運用されており、現状では、夜間、土日祝日には乗組員が常駐していないこと、また乗組員の居住地からすぐに海神丸まで駆け付けることができず緊急出港の対応ができないことから、海神丸そのものの防災対策は十分といえない状態です。具体的な対応策は、ひとえに乗組員の増員につきますが、令和6年度の活動として、夜間当直の体制を速やかに構築するための机上シミュレーションや夜間当直体制での少ない乗組員による緊急出港訓練などを実施し、自らが被災せず災害へ積極的に対応できるような取り組みを始めました。

「海神丸」は主に学生の教育・実習・訓練等に利用する「練習船」であるとともに、最先端の海洋研究に活用される多機能な「研究船」でもあり、そして災害対応としての「救け船」とならなければなりません。今後とも海神丸を含めた海事関連実習インフラを、海洋政策科学部・大学院海事科学研究科の学生教職員、他研究科・学部および他大学の学生・研究者、および民間を含む広範な研究機関の皆さんが“海”の教育研究に「深江キャンパス海事基盤施設」としてより一層ご活用していただけることを切に願っています。

海事基盤センター長
齋藤勝彦

目 次

巻頭言

第1章 附属練習船「海神丸」

第1節 甲板部関係	1
第2節 機関部関係	7
第3節 教育関係共同利用拠点関係	14

第2章 実習船「白鷗」

第1節 概要	22
第2節 主要目及び主要装備	22
第3節 整備内容	22
第4節 活動状況	23
第5節 来歴	23

第3章 実習船「むこ丸」

第1節 概要	28
第2節 主要目及び主要装備	28
第3節 実験及び整備内容	28
第4節 活動状況	28

第4章 実習船「クライナーベルク」

第1節 概要	30
第2節 主要目及び主要装備	31
第3節 クライナーベルクの利用	32
第4節 整備	32
第5節 課題	32

第5章 繋船池（ポンド）・実習関係

第1節 繋船池（ポンド）関係施設・設備	34
第2節 実習概要	34

第3節	舟艇	39
第4節	課題	40

第6章 実技業実習室

第1節	概要	42
第2節	実習概要	42

第7章 通信実習室

第1節	概要	44
第2節	年間活動状況	44
第3節	主な設備	44

巻末

令和6年度 海事基盤センター運営委員会議事要旨（第1回～第9回）

令和6年度 附属練習船海神丸共同利用運営協議会議事要旨

神戸大学大学院海事科学研究科 附属練習船海神丸規則 他

第 1 章 附属練習船「海神丸」

第 1 節 甲板部関係

1. はじめに

2024 年 11 月中旬にドライドックにて、船底のクリーニング及び新型防汚塗料を施工し、良好な船底状態を保っており、燃料節約に大いに貢献している。就航 3 年目となり、船体各部に発錆や経年劣化による不具合があり、こまめな日常手入れが必要になってきている。

2. 運航の概要

令和 6 年度も引き続き感染症対策（手指の消毒、室内の換気等）を実施し、学生を少人数のグループに分け、実習展開について目的や場面ごと個々に工夫した。

航海時間	406 時間 40 分
航走距離	2578.6 海里
清水使用料	309.5 トン
給水量	359.0 トン
造水量	3.7 トン
乗船者人数（乗組員除く）	2257 人
見学者人数	360 人
乗船者（大学係留時）人数	168 人

4 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 04. 08	海洋生存技術演習 係留実習	-	-	-	-
2024. 04. 10	主機保守運転	-	-	16	52
2024. 04. 12	海洋生存技術演習 係留実習	-	-	-	-
2024. 04. 15	海洋生存技術演習 係留実習	-	-	-	-
2024. 04. 17	補償工事	-	-	-	-
2024. 04. 18	海域観測実習 TA プリーフィング	-	-	-	-
2024. 04. 19	海のアクティブラーニング A 班	2h 30m	13. 9	272	197
2024. 04. 22	東北電技機器調整	-	-	-	-
2024. 04. 23	東北電技機器調整	-	-	-	-
2024. 04. 24	商船三井新入社員研修/医療機器メーカー見学	-	-	-	-
2024. 04. 26	海のアクティブラーニング B 班/見学・打合せ	2h 30m	13. 5	262	187
2024. 04. 30	運用学実習 1 /エネルギープラント管理演習 2 係留実習	-	-	-	-

5 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 05. 01	エネルギープラント管理演習 2 係留実習	-	-	-	-
2024. 05. 02	見学	-	-	-	-
2024. 05. 08	学内船舶実習 1-1	-	-	-	-
2024. 05. 09	海域観測実習 1 /学内船舶実習 1-1	-	-	-	-
2024. 05. 10	海のアクティブラーニング C 班	2h 25m	13. 1	270	181
2024. 05. 13	見学/ VSTA 用 UPS 交換(JRC)/ エネルギープラント管理演習 2/運用学実習 1 係留実習	-	-	-	110

2024. 05. 14	マサチューセッツ海事大学	4h 10m	43. 8	974	277
2024. 05. 15	補償工事（監視カメラ）	-	-	-	-
2024. 05. 16	海域観測実習 1 係留実習 / 国立臺南高級海事水産職業学校（見学）	-	-	-	-
2024. 05. 17	海のアクティブラーニング D（見学） / エネルギープラント管理演習 2 係留実習	-	-	1	15
2024. 05. 20	運用学実習 1 / エネルギープラント管理演習 2 係留実習	-	-	-	158
2024. 05. 21	補償工事（ウェットラボ、ギャレー流し台） / KOBEC 機器調整	-	-	-	-
2024. 05. 22	KOBEC 機器調整 / 見学（学内者）	-	-	-	-
2024. 05. 23	海域観測実習 1	5h 30m	53. 4	1528	469
2024. 05. 24	海のアクティブラーニング E 班	2h 25m	10. 6	245	177
2024. 05. 25	育友会（見学）	-	-	-	-
2024. 05. 27	運用学実習 1 係留実習	-	-	-	168
2024. 05. 30	海洋生存技術演習 係留実習	-	-	-	-
2024. 05. 31	発電機原動機燃料噴射弁交換整備後の試運転 / エネルギープラント管理演習 2 係留実習	-	-	-	21

6 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 06. 03	運用学実習 1 / エネルギープラント管理演習 2 係留実習	-	-	-	120
2024. 06. 07	中国塗料 研究打ち合わせ	-	-	-	-
2024. 06. 10	運用学実習 2-1	2h 35m	14. 5	357	267
2024. 06. 11	補償工事	-	-	-	-
2024. 06. 14	瀬戸内海学入門準備	-	-	-	-
2024. 06. 15	瀬戸内海学入門	4h 05m	37. 6	741	417
2024. 06. 17	運用学実習 2-2	2h 10m	10. 1	313	244
2024. 06. 20	機関学実験 1 係留実習	-	-	-	-
2024. 06. 24	日本海洋事業（見学） / 運用学実習 2-3 / 内閣府（見学）	2h 35m	12. 4	307	176
2024. 06. 25	日本船舶工業会研修 1	2h 35m	14. 9	354	425
2024. 06. 26	日本船舶工業会研修 2	2h 35m	15. 2	323	398
2024. 06. 27	海域観測実習 2 係留実習	-	-	-	-
2024. 06. 28	入渠説明会	-	-	-	-

7 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 07. 01	運用学実習 2-4	2h 20m	13. 2	325	185
2024. 07. 03	富士貿易（見学）	-	-	-	-
2024. 07. 04	海域観測実習 2 係留実習	-	-	-	-
2024. 07. 05	國森×神戸大学共同研究プロジェクト	-	-	-	-
2024. 07. 08	海洋生存技術演習 係留実習	-	-	-	-
2024. 07. 09	見学	-	-	-	-
2024. 07. 11	海域観測実習 2	5h 25m	55. 6	1423	436
2024. 07. 12	補償工事 / 機関学実習（補講）係留実習	-	-	-	-
2024. 07. 18	文部科学省（見学）	-	-	-	-
2024. 07. 19	エネルギープラント管理演習 2 係留実習	-	-	-	-
2024. 07. 22	運用学実習 2	2h 55m	15. 6	443	220
2024. 07. 23	海技大学校（見学） / 学内船舶実習 3 係留実習	-	-	-	-
2024. 07. 24	学内船舶実習 3 係留実習	-	-	-	-
2024. 07. 25	エアガンコンプレッサー試運転 / 航海航法-5 / 機関学実習（補講）係留実習	-	-	-	51

2024. 07. 27	大阪大学（教育共同利用）	3h 50m	19.3	519	410
2024. 07. 29	機関学実習/補油/ビルジ・スラッジ陸揚げ 係留実習	-	-	-	-
2024. 07. 31	東灘こども色々スクール	-	-	-	-

8 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 08. 01	世界展開力強化事業・農学研究科 見学	-	-	-	-
2024. 08. 05-06	帝塚山・中京大学（教育共同利用）	14h 00m	145.9	4156	1511
2024. 08. 07	給水	-	-	-	-
2024. 08. 08	オープンキャンパス/給水	-	-	-	-
2024. 08. 09	甲南大学（教育共同利用）	3h 15m	18.0	490	382
2024. 08. 19	給水	-	-	-	-
2024. 08. 20-30	夏季研究航海	101h 25m	921.8	17246	10192

9 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 09. 02	クレーン使用/補油	-	-	-	43
2024. 09. 12	海への誘い	4h 45m	34.0	938	374
2024. 09. 13	給水/ダイハツ打合せ/見学/新神戸ドック打合せ	-	-	-	-
2024. 09. 17-20	2NE-1 実習	23h 10m	207.0	3734	3253
2024. 09. 24	給水	-	-	-	-
2024. 09. 25	文部科学省（見学）	-	-	-	-
2024. 09. 26-29	2NE-2 実習	23h 15m	194.7	3220	3156

10 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 10. 03	主機効力試験/水質モニタメンテ	-	-	5	-79
2024. 10. 04	航海学演習 3	-	-	-	-
2024. 10. 08	給水/ JMETS（見学）	-	-	-	-
2024. 10. 09-10	コンテナ試験搭載	0 h 20m	0.4	173	811
2024. 10. 13	神戸商船大学 35 期（見学）	-	-	-	-
2024. 10. 17	全日本マリンサプライヤーズ協会（見学）	-	-	-	-
2024. 10. 18	航海学演習 3	-	-	-	-
2024. 10. 21	神戸女学院大学（教育共同利用）	2h 25m	10.8	266	202
2024. 10. 22	日本舶用工業会研修 1	3h 05m	16.9	408	373
2024. 10. 23	日本舶用工業会研修 2	3h 05m	17.9	473	375
2024. 10. 24	ADCP 機器調整/会計監査	-	-	-	-
2024. 10. 25	大阪大学（教育共同利用）	2h 25m	11.1	235	269
2024. 10. 26	理学部惑星学実験実習	4h 20m	43.2	1021	440
2024. 10. 29-30	大阪公立大学（教育共同利用）	10h 30m	106.4	2411	1090
2024. 10. 30	入渠事前調査（新神戸ドック）	-	-	-	-
2024. 10. 31	見学	-	-	-	-

11 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 11. 05-22	入出渠回航	10h 50m	108.9	2564	2712

12 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2024. 12. 02	機関科補講	－	－	－	－
2024. 12. 05	明石高専（教育共同利用）	2h 15m	13. 4	270	198
2024. 12. 08	神戸みらい博士育成道場	－	－	－	－
2024. 12. 19	ダイハツ・西芝電機打合せ/ SECQJ（見学）	－	－	－	－
2024. 12. 23	宮崎大学（見学）/ JMETS（見学）	－	－	－	－
2024. 12. 24	主機係留保守運転	－	－	10	30

1 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2025. 01. 07	機関科補講	－	－	－	－
2025. 01. 08	機関科補講/主機係留保守運転	－	－	18	31
2025. 01. 09	機関科補講/韓国木浦海洋大学(見学)	－	－	－	－
2025. 01. 15	機関科補講	－	－	－	－
2025. 01. 16	給水	－	－	－	－
2025. 01. 20	水質計設置、動作確認、データ収集	－	－	－	－
2025. 01. 22	機関科補講	－	－	－	－
2025. 01. 24	給水	－	－	－	－
2025. 01. 27	主機係留保守運転/水中ドローン船底確認	－	－	6	21
2025. 01. 28	保守運転	9h 40m	100. 3	2536	493
2025. 01. 29	水中ドローン船底確認	－	－	－	－
2025. 01. 30	新神戸ドック打合せ	－	－	－	－

2 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2025. 02. 04	日本財団（見学）	－	－	－	－
2025. 02. 10	ダイハツ打合せ	－	－	－	－
2025. 02. 10-14	3N-1 実習	14h 40m	121. 1	1328	1385
2025. 02. 19	L0 搭載	－	－	－	－
2025. 02. 25	給水	－	－	－	－
2025. 02. 24-28	3N-2 実習	14h 05m	124. 3	1472	1339
2025. 02. 28	給水	－	－	－	－

3 月

日 時	目 的	航海時間	航走距離:海里	ME 燃料消費量:ℓ	DG 燃料消費量:ℓ
2025. 03. 03-07	2N-1 実習	37h 50m	379. 1	7410	3208
2025. 03. 07	給水	－	－	－	－
2025. 03. 10-14	春季研究航海	30h 35m	267. 8	5064	3270
2025. 03. 14	給水	－	－	－	－
2025. 03. 17-21	2N-2 実習	40h 10m	378. 9	6472	2839
2025. 03. 24	ダイハツ（機器調整）/東北電技（定期メンテナンス）	－	－	－	－
2025. 03. 25	東北電技（定期メンテナンス）	－	－	－	－
2025. 03. 27	防衛省海上自衛隊阪神基地（見学）	－	－	－	－

2. 1 研究航海

基本的に、夏季と春季に研究航海を実施している。学内外の研究者や学生の研究目的により行動海域を設定し、個々の研究テーマに沿った実験や計測、観測活動等を展開する。他大学や研究機関、共同研究企業などからも公募し、実施している。

令和6年度の実施状況は次のとおり。

<https://www.maritime.kobe-u.ac.jp/study/fukaemarukenyuu.html>

【令和6年度】

① 夏季 令和6年8月20日（火）～8月30日（金）

阪神港神戸区～瀬戸内海～九州西岸～瀬戸内海～阪神港神戸区

〔研究テーマ〕

- ・瀬戸内海縦断航路における表層海水中の栄養塩濃度分布の把握
- ・船体、プロペラ汚損の性能影響評価
- ・推進電動機を使用した推進プラントの航海性能、負荷応答性能及びオペレーションスキルの評価
- ・大阪湾及び瀬戸内海における小型船舶の分布調査
- ・空中・海中ドローンを用いた錨泊および岸壁係留中における海神丸船底の映像取得

② 春季 令和7年3月10日（月）～3月14日（金）

阪神港神戸地区～大阪湾～紀伊水道～阪神港神戸地区

〔研究テーマ〕

- ・海中・大気中二酸化炭素濃度の計測、及び海洋・大気データ取得状況の確認
- ・陸起源の栄養塩や有機物の沿岸海域への流入量および縁辺海への移出量の定量とその支配プロセスの解明
- ・海神丸データの共有検討並びにデータ解析法
- ・水中ドローンによる船体防汚塗料検査
- ・船体、プロペラ汚損の性能影響評価

3. 共同研究、受託研究、研究支援推進

- ・国森 水中ドローンプロジェクト
- ・中国塗料 低稼働内航船用に適した船底防汚塗料の実船実験

4. 航行資格の変更

令和6年度はなし

5. 入渠工事

令和6年度の入渠工事は新神戸ドック株式会社にて令和6年11月5日から11月22日の間で第一種中間検査、一般・塗装工事及び補償工事を実施した。

① 第一種中間検査

1. 検査受検一式（効力試験含む）

② 一般工事

1. 錨鎖節数マーク更新

2. ノンリタンバルブ解放整備、内部塗装
3. 防蝕アルミ陽極及び保護亜鉛新替え
4. 舷側艀装昇降装置取外し
5. No. 2FWT (P) フィーリングパイプ増設
6. No. 2FWT (S) フィーリングパイプ模様替え

③ 塗装工事（塗料については本船支給）

1. 船底及び船側外販
 - ・ 清水洗い及び海洋生物付着箇所除去
 - ・ A/C タッチアップ塗装
 - ・ A/F タッチアップ塗装のち総塗装
- ※各所養生、足場仮設撤去を含む

④ その他

1. 泡消火器 消火剤新替え
2. 居住区及び甲板養生
3. 船内清掃

⑤ 補償工事

1. 清水タンク及び雑用清水タンク
 - ・ 高圧洗浄
 - ・ 清水タンク用塗料タッチアップ塗装 2 回
2. バルバスバウ部丸鋼溶接
3. ファンネル照明模様替え

6. 海神丸の現状

6. 1 海神丸の活動と展望

本学の学生の実習航海、研究航海、探査航海等を実施している。今後は、搭載された最先端の機器類を用いた研究、災害支援としての医療コンテナ搭載、ドローンによる船体管理、船底塗料の共同研究等を実施していく。

南海トラフ地震による津波等に対して、現状では、夜間、土日祝日には乗組員が常駐していないこと、また乗組員の居住地から本研究科ポンド係留地までに距離があり、すぐに駆け付けることができない等により、緊急出港の対応ができない問題があり、今年度に緊急出港の実施と2週間にわたり、夜間当直の予行を実施した。この問題については、引き続き検討する必要がある。

6. 2 海神丸の乗組員

機関部の乗組員の欠員分の募集を実施しているが、応募がない状態が続いている。また、機関長の交代要員確保は、早急に問題解決を図る必要がある。

第2節 機関部関係

1. はじめに

令和4年度より運用を開始した神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船「海神丸」（以降、海神丸と称す）は、令和6年4月で3年目を迎え、機関部スローガン「安全風土」を更に醸成させるべく日々、安全対策ゼロベースを意識した安全パトロールを定期的の実施している。一例を挙げると機関室と外部をアクセスする扉には、衝突注意の警戒標識を設置することや、階段にはノンスリップの警戒色テープを貼るなどセーフティマイナーチェンジを繰り返し行うことや話し合うことで、「安全第一」から脱却した「安全風土の醸成」へ繋がるようステージを高めている。そのため、機関室内での人的な事故件数は、海神丸建造以来0件を更新しており、引き続き油断することが無いよう改善を重ねていく。

労務管理面では、勤務時間の記録及びチェックにより、機関部乗組員の就労環境や休日取得など適正にマネジメントされている。また、乗組員の向上を目的としたOJT要素を取り入れた研修など図っており、特に新人機関員の工作や溶接技術など向上している。

安全管理面では、任意ISMコードに基づいた取り組みを引き続き実施している。本年度で特記すべきは、南海トラフに起因する大地震とその後に発生する大津波により、繋船池（ポンド）を含む阪神港に「船舶津波避難勧告」が発せられた場合を想定した「緊急出港訓練」を7月に実施した。推進プラント関連機器がシャットダウンしている状態から出港準備に掛かる時間は約30分であり、様々な作業検討による時間短縮を図ることと乗組員による定期的な緊急訓練が国有財産である本船を守る肝になると言える。

保全整備面では、未だに初期設定の入力ミスや初期トラブルが残存しており、その都度対応した。また、建造段階では問題が発生しなかった機器でもセンサー部の結線の緩みや据え付けボルトの脱落など機関振動に起因するインシデントが発生している。新造船であり、壊れないだろうという思い込みで当たるのではなく、計画的な保全計画に基づいた予防措置に入れるよう検討が続けている。特に、本年度は第一種中間検査があり、建造時には発見されなかった不具合も発見されている。先の話であるが令和8年11月に実施予定の定期検査を一区切りとして残存する不具合（バグ）などを出し切り、30年以上使用できる整備体制の確立に努めて行きたい。

機関系実習及び演習は、引き続いて感染症対策に意識を払いつつ、本船の使命である船舶実習教育を展開した。また、調査・研究活動を維持し、更に他大学、小中高生、地域住民に対する海事広報活動や一般企業の乗船研修を実施した。

2. 機関部年間船内作業

2. 1 概要

事故や故障による緊急対応を除いて、平素の船内作業は機器の使用計画に基づく計画的な整備が主である。概要については次に示す。

① ディーゼル機関、推進装置関係—主機1基、発電機3基（非常用含む）

- ・各作動流体（燃料、潤滑油等）ストレーナー掃除
- ・燃料噴射弁交換、整備等の解放整備
- ・燃焼解析等の計測、調整
- ・非常用発電起動テスト等の安全装置の作動確認
- ・潤滑油成分分析等の劣化の把握、正常状態の維持
- ・推進装置の汚損防止、作動不良防止を目的とした運転等の保守運転

- ② 補機器関係—ディーゼル機関補助機器、甲板機器、生活関連機器等
- ・油清浄機回転体整備等の開放整備
 - ・空調ファン軸受グリスアップ等の保守整備
 - ・空調装置フィルター清掃等の生活環境維持
- その他所掌している係留池付近の諸設備に関する整備も実施した。

2. 2 作業内容

令和6年度の機関部における計画的な保守整備作業は次の通りである。

作業実施日	作業内容
【令和6年度】	
令和6年	
4月 1日	月例作業、油脂類管理調査、各ポンプ予備機切換テスト、図面整理、各タンク計測、フレキシブルホースサポートボルト点検
2日	GAS オイルタンク軽油積込、主機潤滑油サンプルタンク補給、ビルジポンプグランド整備
4日	4～5日 主機軸およびフライホイール周囲錆落とし・塗装
8日	8～12日 各海水ポンプエア抜き用受け台作製、各タンク計測、8～10日 減速機下部油受け作製・塗装・設置
10日	主機試運転、分析用潤滑油採取、軸馬力計0点調整
12日	空調機簡易点検、CPP ラインフィルター開放整備
15日	空調機グリスアップ・Vベルト確認、煙突上部掃除・排水確認、各タンク計測、煙突ダンパー用ワイヤーグリスアップ
16日	主機・発電機防振ゴム高さ計測
18日	発電機試運転、中間軸受潤滑油新替、発電機軸受潤滑油新替、閉鎖区画確認
19日	出動（海のアクティブラーニング）、非常灯点灯確認
22日	各タンク計測、機関室作業台グラインダー取付け台溶接・塗装
23日	発電機過給機用潤滑油スロレーナ新替、発電機弁腕給油ストレーナ開放整備
24日	発電機運転（商船三井新人社員研修）
25日	発電機タペットオイル補給、推進電動機軸受グリスアップ、バウ・スタンスラスター軸受グリスアップ
26日	出動（海のアクティブラーニング）、推進電動機試運転
30日	各タンク計測、浸水警報用パトライトテスト
5月 8日	月例作業、各タンク計測、油脂類管理調査
9日	主機・発電機過給器エアーフィルター洗浄・交換
10日	出動（海のアクティブラーニング）
13日	CPP ラインフィルター新替、減速機ラインフィルター開放整備、
14日	出動（マサチューセッツ海事大）
16日	シーチェストストレーナ交換・整備、サニタリーポンプストレーナ開放整備、低温冷却清水クーラインナーストレーナ開放整備
17日	係留運転（海のアクティブラーニング）
22日	発電機燃料噴射弁（新型）噴射テスト・銅パッキン新替
23日	出動（海域観測実習）、発電機最高圧力計測
24日	出動（海のアクティブラーニング）
28日	28～31日 発電機燃料噴射弁交換、クランク室点検、

		クランクデフレクション計測、タペットクリアランス確認・調整
	31日	発電機試運転
6月	3日	各タンク計測、圧縮空気ラインストレーナ開放整備、 始動空気Y型ストレーナ開放整備、発電機燃料噴射弁噴射テスト
	4日	月例作業、油脂類管理調査、各燃料ポンプクエンチングオイル新替
	7日	ビルジ陸揚げ用接続配管キャップ作製
	10日	出動（運用学実習2）、発電機最高圧力計測、 非常用発電機負荷運転
	11日	発電機潤滑油ストレーナ・バイパスフィルター開放整備、 弁腕注油ストレーナ開放整備
	12日	各潤滑油配管ストレーナ開放整備
	13日	発電機燃料油ストレーナ開放整備、 各燃料油配管ストレーナ開放整備
	14日	14～28日 ヘッドライン周囲柵作製、ビルジ陸揚げ用配管取替
	15日	出動（瀬戸内海学入門）
	17日	出動（運用学実習2）、各ポンプ予備機切換テスト、各タンク計測、 非常用発電機切換時ACB作動確認
	24日	出動（運用学実習2）、各タンク計測
	25日	出動（日本船用工業会1）、推進電動機運転
	26日	出動（日本船用工業会2）、推進電動機運転
	28日	機関制御室送風ダクトフランジ部メクラ板挿入
7月	1日	出動（運用学実習2）、月例作業、各タンク計測
	2日	油脂類管理調査、閉鎖区画確認、海洋生物付着防止装置薬液補給
	3日	発電機軸受・清浄機油落としコック取付け、発電機軸受オイル補給、 空気圧縮機オイル新替・エアーフィルター洗浄
	4日	空調機簡易点検・掃除
	8日	8～12日 機関部ストア備品整理
	10日	機関室主機上部電動ホイス設置
	11日	出動（海域観測実習）
	17日	各タンク計測、バルブハンドル作製
	19日	発電機ブラックアウトテスト、非常用発電機負荷運転
	22日	出動（運用学実習2）、No.2 クリーンドレンタンク排出
	23日	発電機インジケータ弁キャップ穴開け加工
	25日	発電機タペットオイル新替
	27日	出動（大阪大 教育共同利用）
	29日	燃料油搭載（バンカー船）、各タンク計測、スラッジ陸揚げ
	30日	30～8月2日 造水装置高圧ポンプドレン受け作製・設置
8月	1日	月例作業、油脂類管理調査
	2日	主機・発電機給器エアーフィルター交換・洗浄
	5日	5～6日 出動（帝塚山大・中京大 教育共同利用）
	6日	低温冷却清水クーラ逆流洗浄
	7日	各タンク計測、海洋生物付着防止装置薬液補給
	9日	出動（甲南大 教育共同利用）、No.2 クリーンドレンタンク排出
	19日	各タンク計測、荒天準備
	20日	20～30日 出動（夏季研究航海）
	21日	No.2 クリーンドレンタンク排出
	25日	推進電動機運転
	28日	造水装置運転

9月	2日	各タンク計測、燃料油搭載（燃料タンク）
	3日	月例作業、造水装置使用後洗浄作業、発電機タペットオイル補給、油脂類管理調査
	4日	各海水ポンプ入口ストレーナ開放整備、舷梯用デッキライト新替、造水装置二段式フィルター復旧
	6日	スラッジポンプ陸揚用吐出弁新替、ビルジポンプグランド整備
	9日	9～11日 岸壁溝グレーチング溶接修理・塗装・復旧
	11日	出港前確認作業、海洋生物付着防止装置薬液補給
	12日	出動（海への誘い）
	13日	軸発電機クラッチ用潤滑油ストレーナ開放整備、出港前確認作業
	17日	17～20日 出動（2NE-1 船舶運航概論）
	20日	No.2 クリーンドレンタンク排出
	25日	甲板機作動油フランジ漏洩箇所増締め、出港前確認作業、サービス・コントロールエア圧力調整、ギャレー排水詰まり対応
	26日	26～29日 出動（2NE-2 船舶運航概論）
10月	1日	月例作業、油脂類管理調査、閉鎖区画確認
	2日	空調機簡易点検・掃除、中間軸受オイル新替
	3日	主機・発電機・推進電動機効力試験、非常用発電機負荷運転、軸馬力計0点調整、各ポンプ予備機切換テスト
	7日	機関室内甲板機油圧配管Oリング新替、各タンク計測
	9日	9～10日 出動（コンテナ搭載試験）
	11日	11～11月1日 予備品管理システム導入準備
	16日	災害時送電用配線一式積込
	21日	出港前確認作業、各タンク計測、発電機タペットオイル補給 出動（神戸女学院大 教育共同利用）
	22日	出動（日本船用工業会-1）
	23日	出動（日本船用工業会-2） 23～24日 階段室エアコンドレンパイプ詰まり除去
	25日	出動（大阪大 教育共同利用）、出港前確認作業
	26日	出動（理学部惑星学実験実習）、発電機最高圧力計測
	29日	29～30日 出動（大阪公立大 教育共同利用）
	30日	主機最高圧力計測
	31日	各タンク計測、海洋生物付着防止装置薬液補給、入渠工事準備
11月	1日	油水分離器開放、月例作業、油脂類管理調査
	5日	出動（入渠回航）、5～6日 高温冷却清水・低温冷却清水排出
	6日	低温冷却清水クーラインナーストレーナ開放・掃除、 6～7日 ビルジ&消火ポンプ開放・掃除・計測
	7日	7～8日 ビルジセパレーターポンプ開放・掃除・計測・復旧
	8日	危急遮断弁作動テスト、配管保護亜鉛確認、 発電機清水クーラレベルゲージ取付け、マッドボックス開放
	11日	主機燃料噴射弁交換、タペットクリアランス確認・調整、 マッドボックス・海水ストレーナ復旧
	12日	12～13日 No.1 発電機燃料噴射弁交換、タペットクリアランス確認・調整、中間軸受上部カバー開放
	13日	13～14日 ビルジ&消火ポンプ復旧
	14日	中間軸受復旧・オイル補給
	15日	主機・No.1 発電機クランク室点検・クランクデフレクション計測、 発電機潤滑油補給

18日	高位シーチェスト薬液配管詰まり除去、 主機・発電機燃料噴射弁整備、低温・高温冷却清水防錆剤投入
19日	各海水ポンプエア抜き、主機試運転、ビルジ&消火ポンプ試運転
20日	各タンク計測、効力試験事前テスト
22日	出動（出渠回航・ロードテスト）、 主機・発電機最高圧力計測、100V トランス切替
25日	各タンク計測、25～27日 機関室掃除
27日	主機・発電機燃料噴射弁噴射テスト
28日	主機・発電機過給器フィルター交換・洗浄
29日	主機カムケース内点検、減速機ピープホール開放・ギア確認
12月 2日	月例作業、油脂類管理調査、主機潤滑油低圧トリップ試験、 発電機ブラックアウトテスト、非常用発電機負荷運転
3日	主機・主機減速機・発電機各潤滑油ストレーナ開放整備、 発電機燃料噴射弁整備
4日	主機・発電機各燃料油ストレーナ開放整備、 各潤滑油・各燃料油配管ストレーナ開放整備、 4～13日 各マッドボックス開放整備
5日	出動（明石高専 教育共同利用）
9日	9～10日 潤滑油清浄機開放整備・復旧、各タンク計測
10日	始動空気ラインストレーナ・Y型ストレーナ開放整備、 No.2 クリーンドレンポンプ入口ストレーナ開放整備
11日	潤滑油清浄機ギアオイル新替、 発電機過給機用潤滑油ストレーナ新替
12日	機関室内各機器油通し
19日	機関室内各機器油通し
23日	各タンク計測
24日	主機試運転、ビルジ警報パトランプテスト
令和7年	
1月 6日	月例作業、各タンク計測、海洋生物付着防止装置薬液補給、 油脂類管理調査
7日	月例作業（非常用発電機試運転）、閉鎖区画確認
8日	主機試運転、8～9日 燃料油清浄機開放整備・復旧
9日	燃料油清浄機ギアオイル新替、9～14日 消耗品在庫確認
10日	空調機簡易点検・掃除
14日	各タンク計測、14～31日 予備品管理システム導入準備
15日	空気圧縮機オイル新替・エアーフィルター洗浄・内部点検、 15～22日 マッドボックス整備
17日	電気機器内部点検
22日	中間軸受抵抗温度計配線修正
23日	ファンネルライト用支柱修正溶接
24日	電気温水器筒内点検、主機・発電機潤滑油遠心フィルター用紙作製
27日	主機試運転、各タンク計測、油水分離器入口ストレーナ開放整備
28日	出動（実験試運転）
29日	海洋生物付着防止装置薬液補給、 ファンネルライト用支柱保持板作製・溶接
2月 3日	月例作業、各タンク計測、油脂類管理調査、 3～20日 予備品管理システム導入準備
4日	マッドボックス整備

5 日	機関室内各機器油通し
6 日	機関室機器塗装
10 日	各タンク計測、出港前確認作業
12 日	主機試運転（3N-1 運用実践演習）
13 日	13～14 日 出動（3N-1 運用実践演習）
14 日	分析用潤滑油採取
17 日	各タンク計測、予備品整理
19 日	潤滑油搭載（バージ）、19～25 日 油類搭載区画扉用網取付修正
21 日	海洋生物付着防止装置薬液補給
25 日	排気管エアブロー、各タンク計測、出港前確認作業、 ビルジタンク用逆止弁整備
26 日	主機試運転（3N-2 運用実践演習）、非常用発電機負荷運転、 各ポンプ予備機切換テスト、年間作業計画・年間作業報告作成
27 日	27～28 日 出動（3N-2 運用実践演習）
3 月 3 日	3～7 日 出動（2N-1 船舶運航実習）
6 日	低温冷却清水クーラ逆流洗浄
7 日	海洋生物付着防止装置薬液補給
10 日	10～14 日 出動（春季研究航海）
14 日	各タンク計測、出港前確認作業
17 日	17～21 日 出動（2N-2 船舶運航実習）
19 日	海洋生物付着防止装置薬液補給
24 日	月例作業、各タンク計測、油脂類管理調査、 発電機高温冷却清水排出
25 日	制御室キャビネット格納テーブル設置、 主配電盤裏・非常用発電機室床シート敷設
27 日	年間作業計画作成、フレキシブルホースサポートボルト点検、 配管識別・機器名称シール確認
31 日	年間作業報告書作成、各タンク計測、図面整理

3. 入渠工事

3. 1 令和6年度 第一種中間検査入渠工事

工 期 : 令和6年11月6日～11月22日

入渠地 : 新神戸ドック株式会社

【ドック側工事内容】

1. 検査工事
 - 1-1 機関・電気関係の第1種中間検査、機関区域無人化、各効力試験、事務手続きをドック側にて行う。
2. 軸系工事
 - 2-1 プロペラ※1について、高圧清水及びバフ清掃、カラーチェック、防汚塗装※2、復旧
 - ※1 ナカシマ XSR-76/86S
 - ※2 塗料は本船支給
 - 2-2 サイドスラスト※3について、格子取り外し、高圧清水及びバフ清掃、カラーチェック、防汚塗装※4、復旧

- ※ 3 かもめプロペラ
BOW:TCB-70DSMN
STERN:TCB-35DSMN
- ※ 4 塗料は本船支給

2-3 船尾管ロープガード取り外し、清掃、塗装、すき間計測、復旧※5
 ※ 5 防蝕アルミはP6-②-3に記載

3. 主機関※6工事

- 3-1 過給器※7タービン及びブロワー開放※8、分解、清掃、計測※9、組立※10、復旧
 - ※ 6 ダイハツ6DEM-28F
 - ※ 7 ABB TPS61-F32
 - ※ 8 出口排気管取外しを含む
 - ※ 9 ダイナミックバランスを含む
 - ※10 軸受など新替部品は本船支給

4. 補機※11工事

- 4-1 1・2号 過給器※12タービン及びブロワー開放※13、分解、清掃、計測※14、組立※15、復旧
 - ※11 ダイハツ6DL-16Ae
 - ※12 三菱ターボチャージャー TD-13
 - ※13 出口排気管取外しを含む
 - ※14 ダイナミックバランスを含む
 - ※15 軸受など新替部品は本船支給

5. 船底弁開放、清掃、受検、復旧

別紙に示すアングル弁の場合、すり合わせを含む

6. 廃油、スラッジ及びビルジ陸揚げ

約8m³ (ビルジタンク、スラッジタンク、発電機原動機 L0、減速機 L0、SG クラッチL0など) 陸揚げ証明発行を含む

7. 機関室養生・掃除

8. ビルジタンク・スラッジタンク開放・掃除

【本船側船内作業】

- 1 高温・低温冷却清水落とし
- 2 No.1・2 GEN 潤滑油をスラッジタンクへシフト
- 3 LOW(S)・(P)・HIGH 海水ストレーナ分解、掃除、復旧
- 4 No. 1・2 冷却海水ポンプ・GS FIRE ポンプ・BILGE FIRE ポンプ保護亜鉛 開放・掃除・復旧
- 5 高温・低温冷却清水膨張タンク内掃除、清水補給、防錆剤投入
- 6 No.1・2 発電機原動機 潤滑油補給
- 7 No. 1 低温冷却清水冷却器インナーストレーナ掃除、復旧
- 8 主機関 燃料噴射弁取外し・交換・復旧
- 9 主機関 タペットクリアランス点検、調整
- 10 主機関 クランクデフレクション計測
- 11 No.1 発電機原動機 燃料噴射弁取外し・交換・復旧
- 12 No.1 発電機原動機 タペットクリアランス点検、調整
- 13 No.1 発電機原動機 クランクデフレクション計測及びクランクケース内点検
- 14 主機関・発電機原動機 燃料噴射弁整備
- 15 BILGE & FIRE ポンプ分解・清掃・計測・復旧、
メカニカルシール新替《JG受検：本船対応》
- 16 ビルジセパレーターポンプ分解・清掃・計測・復旧《JG受検：本船対応》

- 17 ビルジセパレーター復旧《JG受検：本船対応》・内部清水洗浄
- 18 マッドボックス開放・掃除・復旧《JG受検：本船対応》
- 19 中間軸受上部カバ開放・復旧《JG受検：本船対応》
- 20 HIGH シーチェストユニシエル配管取外し・確認
- 21 ユニシエル排出テスト
- 22 No.1・2 発電機原動機 高温清水クーラ液面計取付
- 23 No.2 クリーンドレンタンク排出
- 24 主機関 及び 発電機原動機 試運転
- 25 効力試験対応(ME・GEN LOトリップ、非常用発電機自動投入、ダイレクトビルジ吸引、ビルジセパレーター作動確認、エンジニアコール・アラーム確認他)
《JG受検：本船対応》

【建造ドック補償工事】

- 1 No.2 GEN ビストン・FO噴射弁ノズル交換工事
- 2 燃料油清浄機出口パイプ変更・逆止弁取付

4. 外来工事

平成6年度は入渠工事以外にメーカーによる修理工事無し

第3節 教育関係共同利用拠点関係

1. はじめに

練習船深江丸は、平成26年度から教育関係共同利用拠点として、全国の大学等の機関を対象に、実習、演習、実験等、教育利用を目的とした受け入れを実施してきた。平成31年度からは、第2期認定期間として「海洋分野に関わる海事技術・海洋環境・ヒューマンファクタを学ぶ海上アクティブラーニング教育環境の共同利用拠点」として、5年の期間で認定を受けた（添付資料1参照）。

令和4年3月23日に、練習船深江丸が廃止され、練習船海神丸が設置されたことに伴い、令和4年度からは練習船海神丸が教育関係共同利用拠点として受け入れを実施している。海神丸も、深江丸と同様に本学部・研究科が培ってきた海事・海洋分野における海事教育・海洋環境保全・ヒューマンファクタ等に関する実験・実習・演習に係る海上アクティブラーニング教育を広く他大学等の学生に提供している。

令和6年度からは、第3期認定期間として「海洋政策・海事技術とヒューマンファクタ・沿岸環境を網羅する海上アクティブラーニング教育環境の共同利用拠点」として5年の期間で認定を受け（添付資料2参照）、引き続き教育関係共同利用拠点として受け入れを実施している。

【添付資料 1】教育関係共同利用拠点の認定（2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）



30 文科高第 446 号

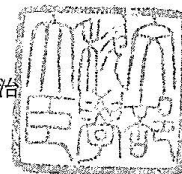
平成 30 年 9 月 5 日

神戸大学

学長 武田 廣 殿

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 中 川 雅 治



教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第 143 条の 2 の規定に基づき、貴学の「大学院海事科学研究科附属練習船
深江丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「海洋分野に関わる海事技術・海洋環境・ヒューマンファクタを学ぶ海上アクティブラーニ
ング教育環境の共同利用拠点」

2. 認定の有効期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日 ～ 平成 36 年（2024 年）3 月 31 日

3. 特記事項

本施設の目的及び教育関係共同利用拠点としての実績、利用計画から見て教育効果が期待で
きる。また、他大学の科目としてのプログラムと単位互換の 2 形態で実施する内容となってお
り、多様な受け入れが可能な体制となっているなど、大学教育の充実への配慮が認められる点
は評価できる。

以上

【添付資料 2】教育関係共同利用拠点の認定（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）

5 文 科 高 第 616 号
令 和 5 年 7 月 31 日

神戸大学長 殿

文部科学大臣 永 岡 桂 子

教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第 143 条の 2 の規定に基づき、貴学の「大学院海事科学研究科附属練習船海神丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点の認定等に関する有識者会議等における審査において、下記 3 のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の際に留意してください。

記

1. 教育関係共同利用拠点名
「海洋政策・海事技術とヒューマンファクタ・沿岸環境を網羅する海上アクティブラーニング教育環境の共同利用拠点」
2. 認定の有効期間
令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
3. 特記事項
 - ・女子大学や心理学部等の学生を対象とした乗船による実習など共同利用の裾野が広がり、海事の専門教育以外でも幅広い教育に貢献していることは評価でき、海洋に興味・関心を持つ学生が増えることが期待できる。コロナ後の利用者数の回復が見込まれていることは評価でき、新造の海神丸を活用した魅力的な実習内容・方法の更なる工夫が期待される。
 - ・利用者の多様性を考慮し、共同利用運営委員会における女性委員の比率を高める等、拠点の運営に多様な意見を反映することが求められる。
 - ・共同利用する学生が安心して実習等を受けることができるよう、他大学が開講する授業科目のシラバスにおいても、当該拠点のスタッフが関与する旨を明確にすることが求められる。

□ _____ □
【本件担当】
文部科学省高等教育局大学教育・入試課学務係 鳥居・朝田
TEL：03-6734-3334(直通)
03-5253-4111(内線 3334)
E-mail：gakumu@mext.go.jp
□ _____ □

2. 実施状況

【令和6年度】

令和6年度において、練習船海神丸の共同利用状況は、6大学・大学院・1高等専門学校等となり、科目数は9となった。利用教育機関は、大阪公立大学工学部、中京大学心理学部、帝塚山大学大学院心理科学研究科、神戸女学院大学心理学部、大阪大学（人間科学部、全学共通教育機構）、甲南大学フロンティアサイエンス学部、明石工業高等専門学校となった。

利用に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止措置として手指の消毒励行を講じ、実施した。

共同利用状況

利用機関		令和6年度			備考
		利用機関数	利用人数	延べ人数	
学内（法人内）		0	0	0	年間運航可能日数：100日 年間運航日数：71日 共同利用日数（実績）：12日
他大学		6	112	149	
内数	国立大学	1	47	47	
	公立大学	1	10	20	
	私立大学	4	55	82	
大学以外の機関		1	22	22	
内数	大学共同利用機関法人	0	0	0	
	民間・独立行政法人等	1	22	22	
	外国の研究機関	0	0	0	
	その他	0	0	0	
（利用者数全体のうち大学院生）		(3)	(12)	(20)	
計		7	134	171	

共同利用の概要

課題名		概要
1	大阪公立大学 工学部 海洋システム工学科 「船舶工学特殊講義」	当該科目では、船用機関および船舶推進装置の基礎を教授している。その中で、実際の船舶運航実務を乗船実習を通して理解する。操練や船橋当直、機関当直を体験し、運行実務に触れる。また、推進性能調査を行い、船舶推進に関わる動力、負荷および熱効率についての理解を深める。（利用者数：10名）
2	中京大学 心理学部 心理学科 「応用心理学実習」	船橋当直や機関当直の実習及び船内の生活を通して、①海上でのコミュニケーション、②ヒューマンエラー防止・安全運航、③船内生活の居住性・快適性について体験し、学ぶこと、また実生活や他産業への応用について考えることを目的とする。（利用者数：16名）
3	帝塚山大学 大学院心理科学研究科 心理科学専攻 「心理科学基礎論Ⅰ」	海神丸での実習を通して、海事科学ならびに海上交通心理学についての理解を深めることを目的とする。なお、海神丸の船内実習については、神戸大学大学院海事科学研究科教員の協力の下実施する。（利用者数：11名）
4	神戸女学院大学 心理学部 心理学科 「演習Ⅰ」	演習ⅠBの体験学習の一環として船舶実習を実施することにより、船舶運航の概要、乗組員間で行われる実際の指示命令、航海当直と海上交通安全、乗組員の作業環境、乗組員の行動について学ぶ。（利用者数：12名）
5	大阪大学 人間科学部 人間行動学講座 「人間行動学実験実習Ⅲ」	各種産業現場の一つとして海上輸送現場を知るために海神丸に乗船し、船舶における救命・消火設備、航海当直と海上交通安全、機関当直と機関室内安全、海洋汚染防止について学ぶ。（利用者数：16名）
6	大阪大学 全学共通教育機構 「循環経済と海洋構造物の長寿命化」	1年生を主対象に、船舶海洋構造物の長寿命化についての11回の学内座学講義の仕上げとして、練習船海神丸により大阪湾内を日帰り航海する乗船実習を行う。専門教育ではなく、海事に関する一般に実際に触れることで、船舶海洋構造物に関する理解と関心を深めることを目的とする。船体溶接継手の構造詳細などについて船体内部で、船舶の振動疲労損傷について機関室で、船舶の防食塗装について甲板上・船内などで解説を行う。また、学生ホールで必要な座学講義も行う。なお、海神丸の船内実習については、神戸大学大学院海事科学研究科教員の協力の下実施する。（利用者数：15名）
7	大阪大学 全学共通教育機構 「流れを見る/流れを知る（流体力学入門）」	1年生を主対象に、船舶流体力学を含む流体力学に関する11回の学内座学講義の仕上げとして、練習船海神丸により大阪湾内を日帰り航海する乗船実習を行う。専門教育ではなく、海事に関する一般に実際に触れることで、船舶流体力学を含む流体力学に関する理解と関心を深めることを目的とする。船舶が水上を航行する際のケルビン波や、橋脚などの後流に現れるカルマン渦などをデッキからの観察で、あるいは、船舶の運動、推進に関する流体力学を甲板上・船内などで解説を行う。また、学生ホールで必要な座学講義も行う。（利用者数：16名）
8	甲南大学 フロンティアサイエンス学部	兵庫県や神戸市に集積する研究施設、及び、神戸・瀬戸内海地域の産業施設を見学しながら、科学技術振興に関する産業政策について学び、自ら立案できる能力を養成することを目的としている。

	生命化学科 「科学と産業政策（集中）」	2024 年度カリキュラムにおいて、国立大学法人神戸大学大学院海事科学研究科が所有する練習船「海神丸」への乗船および座学を通じて、神戸・瀬戸内海地域における海事科学・産業の重要性について学ぶとともに、海洋環境等に関する「海洋教育」の一端に触れる。 (利用者数：16 名)
9	明石工業高等専門学校 専攻科 建築・都市システム工学（AC）専攻、機械・電子システム工学（ME）専攻 専攻科特別講義	専攻科特別講義は、技術者としてのバックグラウンドを広げるためには、専門分野だけに止まらず専門分野外についても積極的に学び、種々の開発や研究のプロセスを学ぶことにより、技術分野を超えて普遍的な考え方と柔軟な開発対応力を養成する科目である。本講義のまとめとして、神戸大学海事科学部の練習船「海神丸」に乗船し船内演習を通して、造船・航海・通信・港湾・都市計画等、幅広い最新の科学技術について学ぶ（1 コマ 90 分×2 週分）。なお、海神丸の船内実習については、神戸大学大学院海事科学研究科教員の協力の下実施する。（利用者数：22 名）

3. アンケート結果

プログラムの実施終了後、利用大学等に依頼しアンケート（添付資料参照）を実施している。

アンケート結果から、全体評価や成果など利用者の満足度は高く十分な評価を得ていると捉えている。

アンケートから得られた意見や感想を基に改善が可能な点については対応をとり、快適にプログラムが運用できるよう実施体制および環境整備に努めた。また、利用大学等のニーズについて意見収集するとともに、それらの意見について運航者側と実施に向けた意見交換を行った。

【添付資料】アンケート

練習船海神丸 教育関係共同利用 利用者アンケート（学生用）

大学等・学部学科等名： _____

科目名： _____

利用日： 令和_____年_____月_____日 学部・院前期・院後期_____年
～ _____月_____日（_____泊_____日）

利用の概要・得られた成果等：

（いずれかの数字に○）

成果は、
5 4 3 2 1
← 大いにあった | どちらとも言えない | まったくなかった →
どちらかと言えばあった どちらかと言えばなかった

船内でのプログラムまたは乗船（設備・居住性等）に関する問題点・改善提案等：

（いずれかの数字に○）

問題点（プログラム） 5 4 3 2 1
問題点（設備等） 5 4 3 2 1
← まったくない | どちらとも言えない | 多い →
どちらかと言えばない どちらかと言えば多い

感想・その他（自由記述）：

全体として、今回の乗船・研修について：

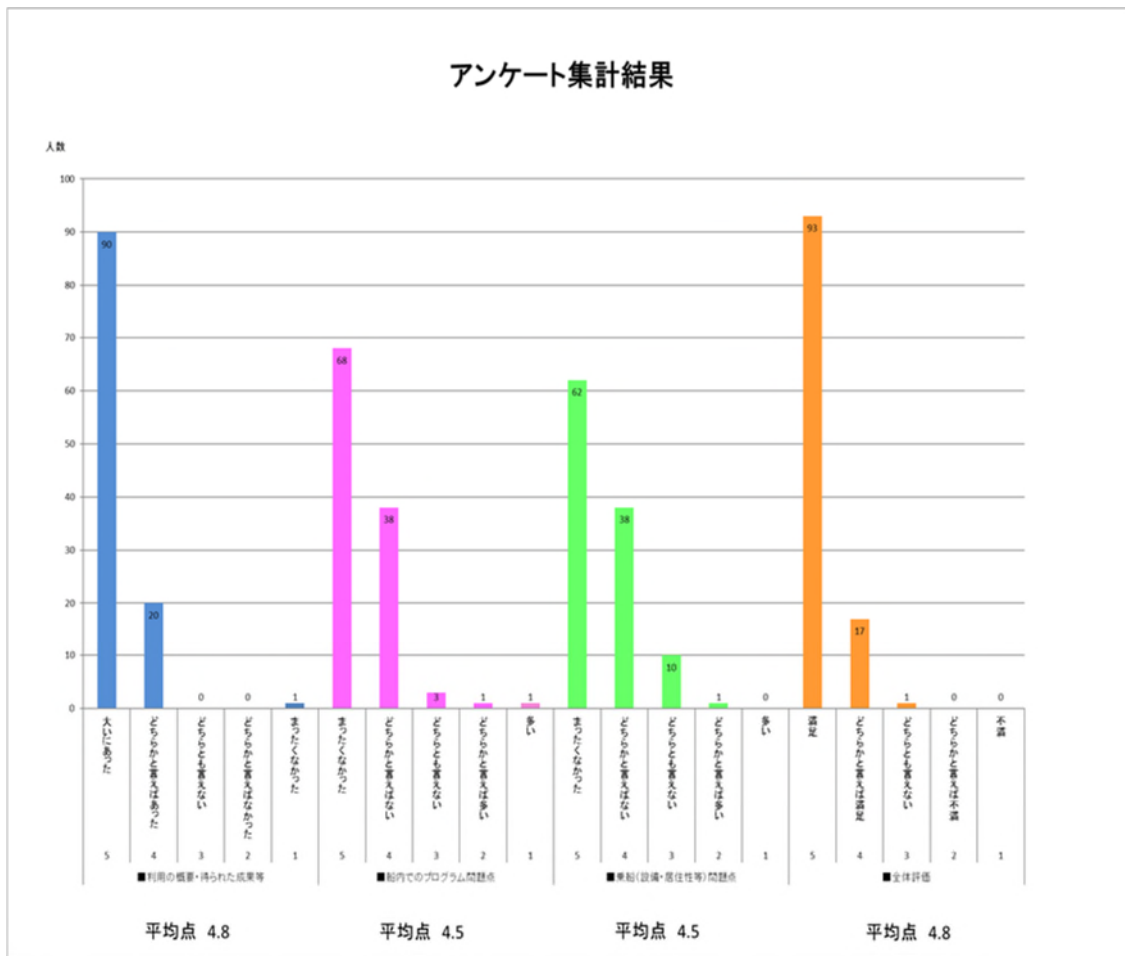
（いずれかの数字に○）

全体評価 5 4 3 2 1
← 満足 | どちらとも言えない | 不満 →
どちらかと言えば満足 どちらかと言えば不満

（以上）

※各項目について、書ききれない場合は裏面に続けて記載してください。

【令和6年度】



学生のアンケートから抽出した問題点・改善提案の意見

実習時間が短い	2 人
休憩時間が短い	1 人
冷房が寒かった	8 人
階段が狭くの傾斜がきつい	1 人
脱衣所が暑かった	1 人

なお、上記意見のほか以下の意見・感想もあった。

- ・説明が聞きとり易かった
- ・初めて船橋や機関室を見学した
- ・ロープワークや操船の体験が楽しかった
- ・船上での仕事や生活環境を知り大変さが分かった
- ・自分で考えながら見学することで座学よりも主体的に取り組むことができた
- ・分かりやすい例えを用いながら説明して下さり良く理解できた
- ・研究活動の参考になった

第2章 実習船「白鷗」

第1節 概要

実習船白鷗は、ヤマハ発動機（株）八代工場にて建造され震災復興の最中、平成7年3月に本学へ引渡され実習実験等に活躍してきたが、建造から30年を迎え船体、機関、航海計器など老朽化に伴い、整備費用が増加するなど維持管理が困難なため令和6年度末で役目を終え、ヤマハマリーナ株式会社に売船することとなった。

第2節 主要目及び主要装備

1. 主要目

全 長	14.96m
全 幅	4.16m
登録長	13.20m
深 さ	2.02m
総トン数	13.0トン
主機関（定格）	285PS／2900RPM
速 力	
（試運転最大）	19.0kt
（巡 航）	13.0kt
燃料タンク容量	1,000L×2
定 員	乗組員 3名 その他 21名
資 格	JCI限定沿海

2. 主要装備

- | | |
|-----------|---|
| 1) 主機関 | 水冷4サイクル直列6気筒ディーゼル機関
最大出力 350ps／3000rpm |
| 2) 発電機 | 4サイクルディーゼル 15KVA |
| 3) 航法システム | ① 磁気コンパス ② ジャイロコンパス
③ 電磁ログ ④ レーダー（簡易ARPA）
⑤ GPS ⑥ ロランC ⑦ カラービデオプロッター
⑧ 無線方位測定機 ⑨ 音響測深機 ⑩ 船内指令装置
⑪ 風向風速計 ⑫ サテライトコンパス ⑬ AIS |

第3節 整備内容等

【令和6年度】

令和6年

- | | |
|--------|---|
| 4月12日 | 消火器・保護具一斉点検 |
| 7月 7日 | 臨時航行変更検査受検（日本小型船舶検査機構）
救命浮器自動離脱装置整備 整備記録提出 |
| 10月28日 | 消火器・保護具一斉点検 |

令和7年

- | | |
|-------|-----------------|
| 2月14日 | ヤマハマリーナ株式会社 引渡し |
|-------|-----------------|

第4節 活動状況

令和6年度

月	運航目的	出動回数	乗船者（乗組員を除く）
4	実験試運転	1	事務員2 引率2 体験者18 運航補助2 乗船者15
5	係留運転	1	
6	実験試運転	1	
7	係留運転	1	
	東灘子供いろいろ体験	1	
8	世界展開力事業_農学研究科	1	
10	係留運転	1	
12	実験試運転	4	
	係留運転	1	
1	係留運転	1	

年間出動回数	8回	年間乗船者数	39名
試運転	6回	教員・職員	2名
実験・調査等	1回	運航補助・学生	2名
その他	1回	その他	35名

第5節 来歴

- 1995年（H7年）3月29日 竣工（ヤマハ発動機（株）八代工場）
 3月31日 引渡し
 7月 3日 古野レーダー修理（ジャイロ信号の不備）
 7月14日 船員室ハッチ及び清水ポンプ水漏れ修理（補償）
 8月24日 船舶電話撤去
 9月20日 船尾ベーン清水ライン フィルター部水漏れ修理
 10月23日 居住区カーテン3枚新替（補償）
- 1996年（H8年）
 1月10日 震災によるpond改修工事で神戸マリンポートへ保管
- 1997年（H9年）
 3月31日 学内pond帰学
 5月 6日 主機LO新替 発電機LO及びフィルター新替
 9月10日～18日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）
- 1998年（H10年）
 3月12日 双方向・イーパブ・レーダートラポ整備点検
 3月23日～31日 中間検査入渠（新西宮ヤマハ関西）
- 1999年（H11年）
 1月 航行区域を限定沿海に変更

3月 G M D S S 適用除外（イーパブ・レーダートラポ・V H F 双方向無線取
外し）

2000年（H12年）

10月 2日～16日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

2001年（H13年）

10月 1日～5日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

機関点検 発電機冷却ポンプ異常のため部品交換

2002年（H14年）

10月21日～25日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

10月28日 マリンギヤー1部破損修理（新西宮ヤマハ関西）

2003年（H15年）

9月19日～29日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

2004年（H16年）

12月15日～1月11日

整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

2005年（H17年）

2月21日 マリントイレ修理

3月25日 後方モニター設置

9月 船底整備（新西宮ヤマハ関西）

10月 バッテリー新替（主機No.1No.2-4個 210H52 発電機1個 100F51）

2006年（H18年）

3月 3日～15日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

サテライトコンパス新設

2007年（H19年）

1月 レーダーマグネトロン新替

2月10日～3月5日

整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

主機ノズルチップ新替

7月 清水ポンプ新替

8月 スタンチューブ漏れ、軸封装置新替（新西宮ヤマハ関西）

作業灯ガード・窓キャッチ新替

9月 ビルジポンプオートスイッチ取付

12月 無線局検査 受検

2008年（H20年）

3月 4日～13日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

主機海水ポンプインペラ新替、海水漏れ修理、発電機冷却水漏れ修理

7月 7日 汚水排水ポンプ修理

2009年（H21年）

1月21日～2月16日

整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

3月 カーテン新替 椅子シート張替 GPS新替（GP-37）

10月19日 AIS取付 発電機用バッテリー新替

2010年（H22年）

1月18日 中間検査 受検

（船舶検査証書の有効期間平成25年3月28日まで）

1月22日～2月16日

整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

トイレ新替 トイレ窓水漏れ修理

バッテリー新替（主機No.1 No.2-4個 210H52）

5月24日 発電機FOポンプ新替

5月31日 無線検査 受検（日産電気サービス）

2011年（H23年）

1月20日～2月15日

整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備

8月22日 サテライトコンパス電池交換

2012年（H24年）

3月 2日～7日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備

排気管腐食による水漏れ修理

4月16日 船舶監査（神戸運輸管理部 運航労務官2名）

5月21日 左舷後方視界カメラ設置（監査にて指摘1名操船の場合に必要）

11月 5日 無線局再免許申請（古野関西販売神戸）代行

2013年（H25年）

1月 4日 無線局再免許交付

2月28日 定期検査 受検（JCI）

3月 1日～7日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備

6月 3日 無線局定期検査 受検（日産電機）VHF双方向廃局

2014年（H26年）

3月 2日～7日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備

2015年（H27年）

2月13日～25日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備

エアコン熱交換パイプ水漏れ修理

2016年（H28年）

1月13日～21日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）

船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備
 プロペラ点検口水漏れ、本体交換
 エンジンオイルプレッシャー スイッチよりオイル漏れ交換
 2月 2日 No.1 バッテリー交換 2個（古河 210H52）
 2月 4日 中間検査 受検（J C I）
 2月 5日 オルタネーター新替（ヤマハ関西）
 5月 9日 無線定期検査 受検（日産電機）
 7月 16日 M/E 冷却ポンプ インペラ交換（関空マリーナ ヤマハ）
 12月 26日 発電機用バッテリー交換（F B130F51） 1個

2017年（H29年）

1月 12日～19日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）
 船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備（冷却ポンプ インペラ交換 Vベルト交換 L O・F Oフィルター交換）
 清水菅仕様変更（船首ライン閉鎖）
 3月 13日 ウインドワイパー交換（幅56cm） 2本
 5月 22日 発電機海水ポンプ新替（A s s y - c o 132027500）
 エアコン海水ポンプ新替（寺田 100V C M P 2-60.2R）
 エアコン海水こし器新替（32 S P H型）
 7月 10日 清水ラインホース外れ漏水（機関室内右舷船尾貫通部）

2018年（H30年）

1月 9日 無線局再免許交付
 2月 5日～14日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）
 船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備（エンジンオイル・L Oフィルター交換）海水ストレーナー保護亜鉛交換 4個

2019年（H31年）

1月 21日～2月 1日 整備入渠（新西宮ヤマハ関西）
 船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備（冷却ポンプ インペラ交換 L O・F Oフィルター交換）スルハル吸排水バルブ新替
 2月 7日 定期検査 受検（J C I）
 2月 12日 No.2 バッテリー交換（210H52） 2個
 2月 25日 サテライトコンパスバックアップ電池交換（日産電機）
 3月 13日 船橋カーテン新替（新関西衣料サービス） 6枚

2019年（令和元年）

6月 4日 無線局定期検査 受検（日産電機）
 12月 23日 機関室清水ラインホース外れ漏水（排水後応急処置）

2020年（R2年）

1月 20日～27日 整備入渠（ヤマハ マリーナ西宮店）
 船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備（エンジンオイル・L Oフィルター交換）ろ過器亜鉛交換
 2月 12日 エアコン コンデンサー修理・冷媒充填（ヤマハ関西）
 5月 14日 発電機用バッテリー新替（130F51）

2021年（R3年）

- 1月18日～29日 整備入渠（ヤマハ マリーナ西宮店）
船底整備・保護亜鉛交換・主機 発電機整備（冷却ポンプ インペラ交換
エンジンオイル・L O・F Oフィルター交換）
発電機ボルテージレギュレーター交換
- 12月 8日～17日 整備入渠（ヤマハ マリーナ西宮店）
船底整備・保護亜鉛交換・主機整備（エンジンオイル・ギヤオイル交換）
発電機整備（エンジンオイル交換）海水ストレーナー掃除 保護亜鉛交換
No.1 バッテリー交換2個（210H52）魚探振動子水補給

2022年（R4年）

- 1月20日 中間検査 受検（J C I）
6月 4日 無線局定期検査 受検（日産電機）
7月 7日 臨時航行変更検査 受検（J C I）
10月 6日～13日 整備入渠（ヤマハ マリーナ西宮店）
船底整備・保護亜鉛交換・主機（冷却ポンプ インペラ交換）
発電機F Oホース交換

2023年（R5年）

- 1月19日 無線局再免許交付（日産電機）
11月20日 主機冷却水ポンプ インペラ交換
12月 8日～17日 整備入渠（ヤマハ マリーナ西宮店）
船底整備・保護亜鉛交換・主機整備（エンジンオイル・ギヤオイル交換）
発電機整備（エンジンオイル交換）海水ストレーナー掃除 保護亜鉛交換

2024年（R6年）

- 7月18日 臨時航行変更検査 受検（J C I）
救命浮器自動離脱装置整備（C-3型）整備記録提出

2025年（R7年）

- 2月14日 ヤマハマリーナ株式会社 引渡し

第3章 実習船「むこ丸」

第1節 概要

実習船むこ丸は、平成16年3月に大分県のヤンマー造船（株）にて建造、姫路市の兵庫支店において艀装の後、海上輸送で本学に引き渡され、カッター訓練の警戒や操艇実習、共同研究の実験などに活躍し令和7年3月に引退した。

第2節 主要目及び主要装備

1. 主 要 目

全 長	9.70m	総トン数	3.4トン
全 幅	2.75m	航続距離	約125海里
登 録 長	9.33m	定 員	10名
全 深	1.61m	資 格	限定沿海
吃 水	0.89m	最大速力	32kt

2. 主要装備

主 機 関	立形水冷4サイクル 6気筒ディーゼル機関
	最大出力 320PS/3200rpm
逆転減速機	YX-50S 入出力軸異芯形油圧多板式
過 給 機	RHC7W (IHI) 水冷タービンハウジング/油冷式ベアリング
始動電動機	24V 4kw
航海計器	液晶カラーGPSプロッタ

第3節 実験及び整備内容

令和6年度は実験及び入渠整備等はなし

第4節 活動状況

令和6年度

月	運航目的	出動回数	乗船者(乗組員除く)
4	実験試運転	1	
5	神戸港カッターレース	1	
	海技実習	3	
6	海技実習	4	
7	海技実習	4	
	学内船舶実習3	1	T.A. 1名、学生6名
8	(係留運転)	0	
9	実験試運転	1	
10	(係留運転)	0	
11	実験試運転	1	
12	実験試運転	2	
1	—	0	

2	—	0	
3	—	0	

年間出動回数	1 8 回
授業	1 2 回
実験、調査、研修等	0 回
その他	6 回
係留運転	2 回

第4章 実習船「クライナーベルク」

第1節 概要

新しく個性的な授業を目的として平成13年3月にクライナーベルクは進水した。内外の海事教育機関のヨット授業を参考に、授業という観点から艇種の選定を進め、荒天の海を安全に走れる堅牢性があり、さらに高速な帆走性能を有するという条件があげられ、適切な艇が選定された。「風を動力として揚力を使い走る」という説明と先進的な新素材によるハイテクな装備や艀装品を備え高速で走る帆走体験は、学生たちの知的な好奇心をかき立てている。船内には「海を愛し、船を愛す、たくましく若人よ、育て。荒海に乗り出す勇気を称え、この船を贈る。」と寄贈者小山健一氏の若者へのメッセージプレートが張られている。

日本においてこのようなヨットを購入することは文化的な意味合いから困難であり、近代的な大型ヨットであるクライナーベルクを所有することは大きな財産である。クライナーベルクでの海洋体験は、他の大学ではまねのできない先進的で個性的教育であり、その優雅で勇敢なセーリングの姿は本学のイメージアップに大きく貢献している。クライナーベルクの進水を機に設立されたオフショアセーリング部が2017年に世界大会で優勝し、神戸大学の名前を世界に知らせることとなった。クライナーベルクもマスコミに多く登場している。本学の掲げる教育目標の一つである「国際海洋人の育成」「グローバル人材育成」にも多大な貢献をしている。

海洋基本法（2007年）が制定され、以下の記載が見られる（第28条）。

「国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講じるものとする。」

「国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

さらにスポーツ基本法（2012年）も制定され、生涯学習、生涯スポーツ、障害者スポーツ、ライフワークバランス、セカンドライフ、生活の質の向上、地域振興など、海洋教育、海洋レクリエーション・海洋スポーツの普及を通して、一般市民の健康や生活の向上が政策指針として示されている。

加えて地球環境温暖化防止のために海運界においても排出ガスが問題になっており新燃料新エネルギーの利用が検討されているところであるが、その中の一つとして風力の利用がある。商船三井（株）では硬翼帆の利用やローターセール船の建造が検討されており、川崎汽船（株）では専用に開発された帆を搭載しその効果検証をしているところである。このように船舶運航に風を利用することが進む中、学生時代にヨットを経験しその後流体力学を学ぶなどして新技術に対応する人材育成にも寄与すると期待される。

クライナーベルクを用いる授業の変遷としては、平成24年で海事科学部の1年生の導入科目「海・船に親しむ」が終了し、平成25年度よりマリンエンジニアリング学科2年生対象の専門科目「海技実習」のセーリングを担当していた。これが平成29年度で終了し、クライナーベルクの海事科学部でのセーリングの授業は一旦幕を閉じた。令和2年度に基礎ゼミ1『Offshore Yacht』を開講したが新型コロナウイルスまん延防止のためオンラインでの授業となった。令和3年には新型コロナウイルス対応をしながらクライナーベルクを用いた基礎ゼミ1『Offshore Yacht』を海上で対面開講した。令和4年度から海洋政策科学部に授業『セーリング』が開講されており、また全学共通教育科目「海への誘い」においてもクライナーベルクは利用されている。

第2節 主要目および主要装備

艇名	Kleiner Berg (クライナーベルク)	SAIL No.	5938
タイプ	X442	メインセール	47 . 2 m ²
全長	13.5m	ジェノア No1	73 . 2 m ²
水線長	11.2m	ジェノア No2	63 . 7 m ²
最大幅	4.15m	ジェノア No3	48 . 8 m ²
喫水	2.3m	ジェノア No4	39 . 0 m ²
排水量	9,700 kg	スピナーカー	163 . 6 m ²
設計者	NIELS JEPPESEN	(1.5, 0.75, 0.5 oz)	
建造	X-Yacht (デンマーク)	ジェネカーNo1	163 . 6 m ²
バラスト	4,300 kg	ジェネカーNo2	114 . 1 m ²
エンジン	51 Hp (ヤンマー)	最大乗員 限定沿海	23 名
船体材質	FRP	巡航機走速度	7 ノット
リグ	スループ	セーリング速度	1~10 ノット



クライナーベルク：風上マーク回航中

第3節 クライナーベルクの利用

現在クライナーベルクを用いる授業としては、令和4年度から海洋政策科学部に授業『セーリング』が開講されている。夏季休暇を主とした集中授業として、また3Q授業期間の受講学生の都合がつく時間に授業を行っている。主として履修学生は海技ライセンスコース航海学領域であるが他領域学生の履修もある。また全学共通教育科目「海への誘い」は引き続き実施されおり、全学部の学生たちに海やヨットを身近な存在と感じさせている。

クライナーベルクの進水を機にスタートした課外活動のオフショアセーリング部も大学公認団体となり、全日本学生外洋帆走選手権で優勝し世界大会に出場するようになり、2017年には世界大会優勝の快挙を成し遂げた。新型コロナウイルス禍の中、技能の伝承が途絶えた感があったものの、再開された学生全日本クルーザーヨット選手権であるANIORU'S CUP 2023（令和4年度）では僅差ながら見事に優勝した。ANIORU'S CUP 2024（令和5年度）では残念ながら準優勝であった。ANIORU'S CUP 2025（令和6年度）では再び優勝した。オフショアセーリング部としては、関西空港一周ヨットレース、神戸まつりヨットレース、夏のクルージングおよび阿波踊りヨットレース、部内レースの運営艇等としてクライナーベルクを利用している。

学外団体の使用としては、セーリング活動にも協力し、一般社会人のセーリングの普及や障害者のセーリング体験などを実施して、多くの人を海へ誘い、マスコミにもたくさん登場して海の楽しさや神戸大学のイメージアップに貢献してきた。新型コロナウイルス蔓延に伴い各種利用が無くなったが、利用可能な状況を維持しており、令和5年度には京都大学による大阪湾の海洋観測においてクライナーベルクを利用した研究活動が実施された。加えて令和6年より深江祭実行委員会からの要請に応え、深江祭にて試乗会を実施しており、70人から80人程度の方に試乗いただいている。

第4節 整備

令和6年度整備項目

☆定期整備（2月～3月）

・船体関係

船底塗装

・エンジン関係

エンジンオイル交換、フュエルエレメント交換、オイルエレメント交換、

海水ポンプインペラ交換、セイルドライブジンク交換

セイルドライブラバーシール交換、エンジンマウント交換

第5節 課題

20年の船齢を重ね、経年劣化による修理や部品の交換が増加傾向にあるが、メンテナンスを十分に行ない艇の維持に務めることが安全上および教育上必要である。上述したようにクライナーベルクが学生および社会に貢献することが期待されている。各種セールは穴が開くなど相当に傷んでいた。就航以来20年を超えるが、この間セールは2式のみであることから、新セールを購入することが必要であった。企業からの寄付金約300万円を得てフィリピン製ではあるが部分的にセールを購入した。全て新セールを購入できていないこと、フィリピン製セールが何年使用可能か不透明の部分があり、引き続きグレードの高い新セールを購入する必要がある。

十分な保守整備費を獲得できない中、研究科より200万円弱の整備費用を得て、令和7年度にプロペラの交換等、至急必要であった項目の幾つかの整備を行うことができる見込みである。

その他の喫緊の課題として次を挙げる。

- ・令和3年には電装品から発煙した。短絡が原因であり発見が早かったため事なきを得たが、今後注意するとともに順次電装系のリプレースが必要である。
- ・清水系統ラインからの水漏れがあり、水漏れ箇所を特定できていない。修理費を得て探索の上で

修理する必要がある。

- ・大型ヨットを運航する能力を持つ教員が現在1名であるため、次の人材を確保育成することが必要である



クライナーベルク風下航：ジェネカーラン

第5章 繫船池（ポンド）・実習関係

第1節 繫船池（ポンド）関係施設・設備

1. 設備概要

繫船池（ポンド）には海神丸、実習船「白鷗」および実習艇「むこ丸」ならびにクルーザー「クライナーベルグ」のほか、その他の舟艇として、カッター10艇、船外機付き和船「ろっこう」、「ほくら」が配置されている。また課外活動が用いている多数の舟艇がある。繫船池（ポンド）には、これら舟艇を安全に繫船し、また安全に乗り降りできるように大型専用栈橋（ポンツーン）2台、小型専用栈橋（ポンツーン）1台および南側防波堤沿いに主にクライナーベルグ等ヨットを繫船する専用栈橋（ポンツーン）が配置されている。

また、艇庫に床上操作式クレーン（吊り上げ能力2.8トン）が配置され、またポンド内にスロープが配置されており、カッター、和船および小型モーターボートの上下架に用いられている。

2. 保守整備

平成22年6月ポンド北側の大型専用栈橋東側に設置されている小型専用栈橋（むこ丸係留用）の異常が発見された。応急措置としてワイヤーによりチェーンを接続していたが、平成27年に実施された繫船池（ポンド）浚渫工事に合わせてこのチェーンを交換した。

令和6年にポンド南側の大型専用栈橋の係留チェーンが破損し復旧された。またポンド北側の大型専用栈橋東側に設置されている小型専用栈橋のチェーンが切れ、現在修理までの間、流出しないようロープで代替係留をしている。このためポンド北側の大型専用栈橋の北面は使用不可となっている。

第2節 実習概要

1. 全学共通科目「海への誘い」

授業の概要

神戸大学国際教養教育院の全学共通授業科目について海事科学部・海洋政策科学部として対応している授業である。

前期（2Q）に開講する集中講義形式であり、9月期の1週間（水曜日を除く）をあてている。

令和6年度は9月9日（月）10日（火）、12日（木）13日（金）の4日間での実施とした。

事前レポートの内容の確認を伴いながら40名の履修を認めた。海神丸の乗船プログラムを履修者全員に対して12日（木）に実施し、翌13日（金）の最終日においては2個班編成としてクライナーベルグとカッターのプログラムを午前・午後に分けてそれぞれ実施した。

「海への誘い」授業構成・令和6年度の実績

実施日時 \ 班		1班	2班
1日目 9月9日(月)	1限目	ガイダンス・廣野	
	2限目	講義:海の利用・猪野先生	
	3限目	講義:海運一般・廣野	
	4限目	講義:大阪湾と海洋底探査・松野先生	
2日目 9月10日(火)	1限目	講義:船の構造と制御・世良先生	
	2限目	講義:船舶の機関プラント・三輪先生	
	3限目	講義:セーリングについて・淵先生	
	4限目	講義:実習に向けた諸注意、最終課題について・廣野	
9月11日(水)は実施予定なし			
実施日時 \ 班		1班	2班
3日目 9月12日(木)	1限目	・海神丸(大阪湾周回) ・神戸海洋博物館 カワサキワールド見学	
	2限目		
	3限目		
	4限目		
4日目 9月13日(金)	1限目	白鷗(9mカッターに変更)	クライナーベルク
	2限目		
	3限目	クライナーベルク	白鷗(9mカッターに変更)
	4限目		

2. 海技実習-1 および2・運用学実習-1、2、3、および4

➤ 授業のテーマと目的

船上において乗組員をまとめ効果的なチームワークを構築する能力は、安全確実な船舶運航を達成するうえで必要不可欠な能力であり、国際条約であるSTCW条約(2010年マニラ改正)により明確に要求されているものである。これらの授業では4年生から2年生が同時に実習を行っている。9mカッターを使用することで、他学年の学生と連携しての実習を通じて、実際の船舶運航を模擬的に再現し、船舶運航に必要なチームワークと指揮能力を学ぶ。さらに海神丸の運航において実践することで、それらの能力を確実に身に着けることをテーマおよび目的としている。

➤ 授業概要

海技実習-1 および2は海洋政策科学部海技ライセンスコース航海学領域2年生学生が対象であり、運用学実習-1 および2は海洋政策科学部海技ライセンスコース航海学領域3年生学生が対象である。運用学実習-3 および4は海洋政策科学部海技ライセンスコース航海学領域4年生学生が対象である。

これらの授業では4年生が陸上における船舶管理を主とし、3年生と2年生がカッターに同乗してとう漕並びに帆走等を行うことにより、海運における船舶運航の実態を模擬している。これらの授業を通じて学生は団体生活に不可欠なチームワークの重要性と協調性を理解し、リーダーとしての指導力を涵養する。授業の総まとめとして土曜日を利用して一連のカッターの運用ができているかを確認する総合航海を実施し評価をしている。

3. 消火講習・救命講習

本学部の授業科目には、登録船舶職員養成施設及び登録免許講習(平成16年2月26日国土交通省告示第166号)に指定された必要履修科目(2016年度学生便覧参照)がある。本学部生が3級海技士資格を取得する方法として、本学部の必要履修科目と免許講習必要履修科目、独立行政法人海技教育機構の練習船における船舶実習1、2の修得に加え、乗船実習科の課程修了

が必要である。

従来、免許講習では視覚教材等による実演代替が許されていたが、平成 29 年 1 月 1 日より実践的に実施するように方法が改正（平成 28 年 11 月海事局）されている。したがって、登録船舶職員養成施設である本学部の免許講習必要履修科目では、実践的訓練の実施が必須となった。

実践的講習の一環として、実施した実火炎の消火ならびに救命いかだ（ライフラフト）の投下展張ならびに乗り込み、ほか分団実習を実施した。

令和 6 年度の実施概要について、以下に記す。

1. 実施日時（消火講習）令和 6 年 7 月 05 日（金）、13 時 00 分～15 時 00 分
（救命講習）令和 6 年 7 月 26 日（金）、13 時 00 分～15 時 00 分
（分団実習）令和 6 年 6 月 28 日（金）および 8 月 2 日（金）、
13 時 00 分～16 時 00 分
2. 実施場所：深江キャンパス内 屋内プール、グラウンド、技業室ほか
3. 参加学生：授業「運用学演習-4」4N 受講生（30 名）
授業「海洋生存技術演習」4E 受講生（8 名）
4. 実施概要
 - (1) 消火実習
 - ① 泡消火器の薬剤詰め替え
 - ② 実火炎に対する消火
 - ③ 消火ホースの操法・・・ホース展張要領、ノズル、アプリータノズルの取扱い
 - (2) 救命実習
 - ① 救命いかだコンテナ架台の操作（投下要領）、救命いかだの展張、進水
 - ② 救命胴衣の着用
 - ③ 水中飛び込み（高さ 1m の足場台より）→ 救命筏 → プールサイドへ戻る
 - ④ 背浮き実習
 - (3) 分団実習
 - ① 呼吸具取り扱い実習（消防用）：自蔵式呼吸具の装着法、使用限界の確認など
 - ② 呼吸具取り扱い実習（非常用）：EEBD（2 種類）の取扱い、自蔵式呼吸具との違いなど
 - ③ イマーシヨンスーツ取扱い実習：イマーシヨンスーツの機能、装着法、
飛び込み要領など
 - ④ 閉鎖区画の救助法実習：閉鎖区画での救助法、救助用具の取扱いなど

5. 実施状況



写真1 実火炎の消火（7月5日）



写真2 消火薬剤の詰替え（7月5日）



写真4 筏コンテナの取扱い
（7月26日）



写真5 水中飛び込みおよび救命筏への乗り込み
（7月26日）



写真6 イマーシヨンスーツの取扱い
（6月28日）



写真7 救助用具の取扱い
（8月2日）



写真8 非常用呼吸具取り扱い（6月28日）



写真9 消火用呼吸具取り扱い（6月28日）

4. ECDIS 講習

講習施設としての経緯

平成22年（2010年）のIMO総会にて、STCW条約の改正が採択され、電子海図情報表示装置（ECDIS）搭載船舶の甲板部職員に当該装置の使用にあたっての知識・技能要件が追加された。この改正は平成24年（2012年）1月に発効し、平成29年（2017年）1月に完全施行されることになっている。

これを受けて国（国土交通省海事局）は平成23年（2011年）から2年間をかけて、本学部、東京海洋大学海洋工学部、5商船系高等専門学校、航海訓練所の教育・訓練機関と日本船主協会を代表とする海運業界との意見調整をはかり、平成25年（2013年）に我が国における対応方針を決定した。平成26年（2014年）4月に船舶職員及び小型船舶操縦者法の施行規則が改正され、講習の内容および登録講習施設の要件が規定された。

本学部は、講習施設ならびにECDISシミュレータ等の設備の整備を進めるとともに、IMOのモデルコースに準拠したカリキュラムを構築した。併せて、講習担当者は外部の既存のECDIS講習（GenericコースおよびType Specificコース）ならびにECDISシミュレータ提供メーカーによるECDIS講習インストラクター講習を受講し、講習実施について同施行規則の要件を充足させた。

平成26年8月に国土交通省から登録講習施設第6号として認可を得た。

当初、学部の座学（12月実施）にて40時間、船舶実習3にて4時間、加えて乗船実習科における5時間、都合49時間を講習時間としていたが、平成27年度において、乗船実習科における4時間を除く、都合44時間の変更を願い出、受理されている。

さらに、平成30年7月におけるECDIS講習施設としての変更申請において、（独）海技教育機構に依頼していた船舶実習3の期間中における4時間の講習を含まず、海事科学部での講習40時間で完結する旨を申請し、受理されている。

令和6年度からは、海洋政策科学部海技ライセンスコース航海学領域4年生4Q開講の必修科目「航海学演習-5」としてECDIS講習を実施している。ただし、大学の単位認定要件と、ECDIS講習修了認定要件が異なるため、単位認定と修了認定は、それぞれ独立して実施している。

令和6年度における実施概要

令和6年度においては、受講者が33名であり、12月2日（月）から6日（金）までと、12月9日（月）から13日（金）の2回の講習として実施した。修了認定は26名であった。

各回とも下表に示すように 40 時間の講習となっている。
 なお、令和 2 年度からペーパーテストをオンライン化し、採点と集計の効率化を図っている。

表 ECDIS 講習プログラム

日程	内容
1日目 午前	ガイダンス 総論、関係条約・法の解説
午後	基本操作の説明
2日目 午前	基本設定、メンテナンスの説明
午後	プランニング、モニタリングの説明
3日目 午前	留意点振り返り プランニング演習
午後	別機種操作：必須機能の検索 (於：水先教育研究棟) プランニング演習
4日目 午前	ペーパーテスト①
午後	テスト解説、振り返り プランニング演習
5日目 午前	ペーパーテスト②
午後	テスト解説・講評

第 3 節 舟艇

海事基盤センターでは、練習船や実習船以外に授業、実習、実験および課外活動に用いる舟艇を管理している。繋船池（ポンド）に配備されている各舟艇を以下に示す。

1. カッター

FRP 製 9 mカッターが 10 隻有り、授業に応じて必要隻数を進水させ海上実習等に使用している。カッターは、最新の技術を駆使した艇ではない。それゆえに自然条件の影響を大きく受け効率的運航は非常に難しい。さらに 12 人の漕ぎ手を指揮する必要がある。一方で安全性は高く、学生のみによる航海が可能である。このことは、慣海性や海に関わる者の資質の涵養は当然のこと、リーダーシップおよびフォロワーシップといった現代的若者の課題について実践を通して体得できるものである。平成 19 年度からは授業「リーダーシップ」が開始され、帆走ぎ装を使用するようになった。平成 26 年度からは 2 年生に授業「海技実習」が開講され、3 年生と 2 年生が共にカッターに乗組み海上実習を行っており、海洋政策科学部でも継続して使用している。

神戸大学男子端艇部は、通常クラブが所有する艇を用いて活動しているが、巡航には帆走を要することから海事基盤センターで管理している艇を使用していた。

2. ろっこう

“ろっこう”は全長 5.73m の船外機付き和船であり非常にシンプルな構造である。また、広い甲板と浅い船型は作業が行いやすく、授業支援、教員の研究支援などに活用されている。平成 17 年

度からは、船外機をヤマハ製 2 サイクル 8 馬力からホンダ製 4 サイクル 15 馬力に変更し、燃料消費量が大幅に削減されたほか、排気ガスによる海水汚染も軽減された。さらに 8 馬力から 15 馬力に上がったことにより速力が上昇し、益々活躍している。

3. ほくら

“ほくら”は櫓をもつて航行する FRP 製の和船であったが、平成 20 年 3 月にヤマハ製船外機を取り付け、櫓のみならず船外機で航行できる小艇とした。船外機は、ろっこう同様 4 ストローク 15 馬力の船外機（ヤマハ製）である。授業や実験ならびに社会貢献において“ろっこう”同様に警戒運営補助業務が行なっている。

4. 木造和船“隼”“海松丸”

平成 20 年 3 月に瀬戸内和船工場の松下氏より木造和船を 2 隻購入した。長さ 4.5m の木造和船を“海松丸”、長さ 5.4m の木造和船を“隼”と命名した。“海松丸”は全長が短く幅が狭いために経験が無い者が乗船するには危険であるため、木造和船の構造の理解のため海事博物館にて 2012 年 7 月より展示されている“隼”は全長が長く幅が広いために安定しており、令和 6 年は深江祭おける櫓船体験に用いられ、学生ならびに多く的一般の方が櫓の推進原理を理解するとともに木造和船に親しんでいる。深江祭では 100 名ほどの市民が木造和船によるポンド周遊を楽しんでいる。

第 4 節 課題

1. 照明

艇庫シャッター横外壁に照明が設置されているが、設置場所の問題と照明数の問題から、クレーン作業対象となる海上に十分な照明がなされない。また、岸壁近傍の海面は岸壁によって生じる影のため暗く、夜間のクレーン作業が非常に危険である。危険解消のためには、クレーンレールを保持している海側柱へ十分な照明を設置する必要がある。

また、岸壁端に設置されている車止めには照明が無く、夜間にあつては岸壁端を把握し辛い状況である。特に艇庫南側から南側防波堤にかけては十分な照明が無いので、繫船池（ポンド）全体の照明を検討し夜間の安全を確保する必要がある。

2. 雨天時の説明場所

雨天時の授業において、雨を避けて説明を行うスペースが少ないので、現在はカッターを艇庫外に押し出して艇庫内を用いている。艇庫クレーンの支柱および梁を利用した鋼製天井が設置されれば不便が解消される。

3. 栈橋

南側防波堤沿いに栈橋が設置されているが、当初計画を完了できていない。南側防波堤に設置されている水道は、現状栈橋の東側端となっており使い勝手が悪く、また、H 鋼 1 本が未使用のままとなっている。クライナーベルグやその他の艇の安全な着栈と効率的な栈橋の使用のため、当初計画どおり東側に栈橋一基の早期設置が望まれる。

南側防波堤沿い栈橋への出入りは、垂直はしごを経由しなければならない。潮高が高い場合はそれ程落差は無いが、潮高が低い場合は 2 m 以上の落差となり危険である。また、バリアフリーの観点からも、繫船池（ポンド）スロープから南側防波堤沿い栈橋へ出入りできるように栈橋の西側への延長が望まれる。

<海技実習-1 および2・運用学実習-1、2、3、4>



写真1：ポンドでのカッター準備①



写真2：ポンドでのカッター準備②



写真3：カッター櫂走①



写真4：カッター櫂走②



写真5：カッター帆走①



写真6：カッター帆走②

第6章 技業実習室

第1節 概要

技業室は海事基盤センター棟の2階にあり、実習室（広さ 91 m²）および倉庫ならびに準備室より成る。実習室には結索練習用のバーがコの字型に配置され、一度に 32 名の学生が実習できるようになっている。この技業室では、ロープの構成、撚り方の判別から始まり、さまざまな用途に適した結び方（作業用、装飾用など）、継ぎ方を実習しロープ技術をはじめとする技業全般を獲得できる環境となっている。

第2節 実習概要

授業時間割に基づく技業室を利用する実習は次のとおりである。

1. 海技実習

海洋政策科学部海技ライセンスコース航海学領域2年生の授業「海技実習」では、練習用ロープを貸し出し、室内や屋外でロープに関する実習を行っている。実習の主な内容は次のとおりである。

（1）ロープの基礎知識

- ①ロープの構成 ②ロープの撚り

（2）基本的な結び

- ①ひと結び ②巻き結び ③本結び ④もやい結び
- ⑤8字結び ⑥一重つなぎ ⑦二重つなぎ ⑧コイル

（3）三つ撚りロープのスプライス

- ①アイスプライス ②ショートスプライス

2. 運用学演習—1

海洋政策科学部海技ライセンスコース航海学領域3年生の授業「運用学演習—1」では、学生を3つのグループに分け計6つのテーマを学んでいる。このうちテーマ“操練”では、各種操練について学んでいるが、技業室において特に防火操練に特化した内容の実習を実施している。具体的には、消火ホース、消火ノズル、アプリケーションノズルなどの消火設備の紹介のほか、消防員装具（自蔵式呼吸具を除く）の装着を実演説明している。最後に、それら消防設備を用いた防火操練のシナリオを、Fire control plan を用いて計画させ、それを課題として提出させている。

3. 運用学演習—4 および海洋生存技術演習

海洋政策科学部海技ライセンスコース航海学領域4年生の授業「運用学演習—4」および同機関学領域4年生の授業「海洋生存技術演習」は、2Qに2科目合同で開講している。そこでは、登録免許講習科目である「消火講習」「救命講習」において実施が求められる内容のほか、そこに関わる様々な実習を行っている。その内、救命消火分団実習では、学生を4つのグループに分け、4つのテーマを学んでいる。このうちテーマ“呼吸具（非常用）”では、EEBD について実習を技業室において行っており、異なる2種類のEEBD について、トレーニングキットや実物を用い実演を交えながら、その使用法や注意事項、点検項目について説明している。



写真 呼吸具の取扱い



写真 イマーションスーツ取扱い

第7章 通信実習室

第1節 概 要

通信実習室は、海事基盤センターの3階にあり、その広さは91平方メートルで、教官卓マスターブース1台と学生用ブース33台を備えている。

第2節 年間活動状況

通信実習室は、主として航海系の海技ライセンスコースの学生を対象とした「船舶通信管理」の授業に使用されている。

第3節 主な設備

- ①VHF 訓練装置
- ②旗りゅう信号

卷 末

令和 6 年度 海事基盤センター運営委員会議事要旨 (第 1 回～第 9 回)

令和 6 年度 附属練習船海神丸共同利用運営協議会議事要旨

神戸大学大学院海事科学研究科 附属練習船海神丸規則 他

令和6年度第1回海事基盤センター運営委員会（持ち回り会議）議事要録

期間 令和6年4月5日から令和6年4月15日まで

審議事項

「令和6年度の海神丸の運航予定について」

審議内容及び結果

令和6年度の海神丸の運航予定について以下のとおり内容を変更することについて、資料1に基づき審議を行った結果、委員全員の賛成により承認された。

（変更点）

- ・4月27日～29日 海神丸運航なし 追加
- ・5月27日～31日 機関整備（海神丸運航なし） 追加
- ・8月19日～9月8日 能登半島地震海底地形調査Ⅱ 追加※
- ・9月3日～6日 船舶運航概論 削除
- ・9月17日～20日 2N(E)-1 船舶運航概論 に名称変更
- ・9月26日～29日 2N(E)-2 船舶運航概論 に名称変更
- ・10月21日 神戸女学院 教育共同利用 追加
- ・10月25日 大阪大学 教育共同利用 追加
- ・10月28日 神戸女学院 教育共同利用（予備日） 追加
- ・2月10日～14日 3N-1 運用実務演習 日程変更
- ・3月24日～28日 2N(E)-3 船舶運航実習 削除

令和6年度第2回海事基盤センター運営委員会議事概要

(日時) 令和6年6月5日(水) 15:10～16:33

(場所) 事務棟4階第一会議室

(出席者) 齋藤教授(①センター長)、藤本昌教授(②乗船実習科長・③船長)、
尾崎講師(③機関長)、勝井教授(⑤海洋底探査センター)、藤原助教(⑥海洋安全)、
前島准教授(⑥グローバル)、山本准教授(⑥マリン)、古川事務長(⑦)、
藤本岳教授(⑧)、湊准教授(⑧)、

(陪席者) 最上事務長補佐、三井専門職員、結城専門職員、石田事務員、
廣野准教授(海事基盤センター)、松井一等航海士、信川センター事務補佐員

(欠席者) 林准教授(④内海域環境教育センター)

(議題)

1. 海神丸乗組人員配置(人事計画等)と配乗等について

センター長から海神丸の運航について、特に人員面での問題の指摘があり、意見交換の結果、人員体制等に関する机上シミュレーションを実施するための資料作成に着手すること及び夜間当直の必要性やそのあり方等に関する検討を始めることになった。

なお、今後実施する事項の詳細については次回以降継続して審議することになった。

2. 実習船の船名について

センター長から資料2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

3. 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船等使用内規の改正について

センター長から資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

4. クライナーベルクの大規模修繕について

センター長からクライナーベルクの現状について説明があり、意見交換の結果、小山健一学術振興財団基金を財源として整備を行うことになった。

なお、整備の規模等については、次回以降継続して審議することになった。

5. 能登半島地震海底地形調査データについて

センター長から標記データは公開されているので各講座選出委員は講座内で標記データ公開の周知に努めてほしい旨の依頼があった。

6. 能登半島地震海底地形調査第Ⅱ期航海の延期について

センター長から、本年8月～9月に予定していた標記航海は、観測機器の故障により見送り、来年の夏期に実施する予定である旨の提案があり、承認された。

なお、標記航海の見送りに伴い、8月20日から8月31日の間に夏季研究航海を実施することになった。

7. 海神丸における医療コンテナの搭載オペレーションについて

センター長から標記の件について 10 月に実施する予定である旨の報告があった。

次回 7 月 24 日（水）15:10（事務棟 4 階第一会議室）

令和6年度第3回海事基盤センター運営委員会（持ち回り会議）議事要録

期間 令和6年6月11日から令和6年6月14日まで

審議事項

「令和6年度夏季研究航海の実施について」

審議内容及び結果

令和6年度夏季研究航海の実施について資料に基づき審議を行った結果、委員全員の賛成により原案のとおり承認された。

令和6年度第4回海事基盤センター運営委員会議事概要

(日時) 令和6年7月24日(水) 15:10～16:25

(場所) 事務棟4階第一会議室

(出席者) 齋藤教授(①センター長)、藤本昌志教授(②乗船実習科長・③船長)、
尾崎講師(③機関長)、林准教授(④内海域環境教育センター)、
勝井教授(⑤海洋底探査センター)、藤原助教(⑥海洋安全)、
山本准教授(⑥マリン)、古川事務長(⑦)、渕准教授(⑧)

(陪席者) 三井専門職員、石田事務員

廣野准教授(海事基盤センター)、松井一等航海士、信川センター事務補佐員

(欠席者) 前島准教授(⑥グローバル)、藤本岳洋教授(⑧)

(議題)

1. 年報、自己点検報告について

センター長から資料1に基づき説明があり、審議の結果、意見があれば7月26日(金)までに寄せてもらうこととし、条件付きで承認した。

2. 海神丸船員配置について

センター長及び尾崎講師から資料2に基づき説明があった。今後、南海トラフの机上シミュレーション及びオペレーションをする必要があるとのことであり、今回を1回目の机上シミュレーションとし、次回以降に費用面・労務管理面等も考慮したシミュレーションを基に継続して審議することとした。

3. 令和6年度の海神丸運航時船長職について

センター長から資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

4. 令和6年度夏季研究航海について

廣野准教授から資料4に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

5. 海神丸のROVのトランスデューサー用の装置の取り外しについて

廣野准教授から、停泊や常時の運航においてかなりの制約を受けているため、ROVのトランスデューサー用の装置を取り外したい旨の提案があった。なお、装置の取り外しはドックにおいて行う必要があるが、仮に使用したい場合は事前連絡があれば次回のドックで付けることが可能であるとのことであった。海洋底探査センターで了承されることを条件に承認された。

(報告)

1. クライナーバルク修理について

渕准教授から、クライナーバルク修理の見積りについて途中報告があった。
現在検討中であるため、次回報告することとした。

2. 医療コンテナ搭載トライアルについて

廣野准教授から、医療コンテナ搭載トライアルの進捗について報告があった。

10 月実施予定であるため、次回の運営委員会で最終の報告をお願いすることとした。

3. 能登半島地震海底地形調査Ⅱ期航海について

センター長から、来年の夏季に能登半島地震海底地形調査Ⅱ期航海を実施する予定と
していたが、研究科執行部より費用対効果を考えると観測機器の修理をセンターが考
えていた予算で執行することはできない、との回答があったため、無期限の見送りとな
った旨、報告があった。

次回 9 月 11 日（水）10:40（事務棟 4 階第一会議室）

令和6年度第5回海事基盤センター運営委員会議事概要

(日時) 令和6年9月11日(水) 10:40～12:10

(場所) 事務棟4階第一会議室

(出席者) 齋藤教授(①センター長)、藤本昌志教授(②乗船実習科長・③船長)、
尾崎講師(③機関長)、林准教授(④内海域環境教育センター)、
勝井教授(⑤海洋底探査センター)、藤原助教(⑥海洋安全)、
前島准教授(⑥グローバル)、山本准教授(⑥マリン)、古川事務長(⑦)、
藤本岳洋教授(⑧)、洲准教授(⑧)

(陪席者) 最上事務長補佐、三井専門職員、石田事務員

廣野准教授(海事基盤センター)、松井一等航海士、信川センター事務補佐員

(欠席者)

(議題)

1. 海神丸船員配置について

尾崎講師から資料1-1～2に基づき説明があった。

船員の常時配置により災害時に緊急出航が可能となることは、国土強靱化につながることもであり、本学だけの問題に留まらないので他大学及び高専と連携し、予算確保の働きかけをする必要性が挙げられた。

引き続き他校の調査等を行い、継続審議とすることとした。

2. 海神丸 GPS 統合装置位置情報入力ソース優先順位の変更について

林准教授から資料2に基づき説明があった。

審議の結果、変更に伴い関係各所に支障が生じないことを確認した上で対応することとした。

3. クライナーベルクの修理について

洲准教授から資料3に基づき説明があり、審議の結果、研究科執行部宛に小山健一学術振興財団基金からの支出依頼の発議を行った。

4. その他

尾崎講師から明石工業高等専門学校より、10/8(火)に予定していた海神丸の教育共同利用を12/5(木)に変更したいとの連絡があった旨の説明があり、異議なく承認された。

なお、予備日は設定しないとのことであった。

(報告)

1. 研究航海について

藤本昌志教授から研究航海について報告があった。

2. 医療コンテナ搭載トライアルについて

廣野准教授から 10/9(水)に空コンテナの搭載トライアルを行う予定である旨の報告があった。

2025 年 4 月に神戸市の企画調整局とともに医療用コンテナの搭載トライアルを進める方向で基本的に合意しているものの、実施に向けて不確定な要素も多いため種々調整する必要があるとのことであった。

3. 海神丸の ROV のトランスデューサー用の装置の取り外しについて

勝井教授から、海神丸の ROV のトランスデューサー用の装置の取り外しについて、海洋底探査センターでの承認を得られた旨の報告があった。

次回 11 月 27 日 (水) 10:40 (梅木ホール)

令和6年度第6回海事基盤センター運営委員会（持ち回り会議）議事要録

日 時 令和6年10月15日から令和6年10月22日まで

審議事項 （1）令和6年度夏季研究航海の研究活動報告について

資 料 資料1 研究活動報告

審議結果 （1）承認する 11人（未回答3人を含む）
承認しない 0人

議 事

審議事項（1） 令和6年度夏季研究航海の研究活動報告について、原案のとおり承認した。

令和 6 年度第 7 回海事基盤センター運営委員会議事概要

(日時) 令和 6 年 11 月 27 日 (水) 10:40～12:10

(場所) 梅木 Y ホール

(出席者) 齋藤教授 (①センター長)、藤本昌志教授 (②乗船実習科長・③船長)、
尾崎講師 (③機関長)、林准教授 (④内海域環境教育センター)、
勝井教授 (⑤海洋底探査センター)、
前島准教授 (⑥グローバル)、山本准教授 (⑥マリン)、古川事務長 (⑦)、
藤本岳洋教授 (⑧)、浏准教授 (⑧)

(陪席者) 石田事務員

廣野准教授 (海事基盤センター)、松井一等航海士、信川センター事務補佐員

(欠席者) 藤原助教 (⑥海洋安全)

(議題)

1. 令和 7 年度海神丸等運航予定について

藤本昌志教授から資料 1 に基づき説明があり、原案のとおり承認した。

あくまで暫定的な運航予定であり、今後随時更新することであった。

なお、令和 7 年度の春季研究航海の募集・締切時期については継続審議となった。

2. 令和 6 年度春季研究航海について

廣野准教授から資料 2-1～3 に基づき説明があり、原案のとおり承認した。

3. クライナーベルクの修理について

齋藤センター長及び浏准教授から資料 3 に基づき説明があり、

クライナーベルクの運航継続のために最低限必要な費用を示したうえで、再度研究科
執行部宛に発議を行った。

また、クライナーベルクに対し寄付を行った個人・団体の名前を船体に貼付け広報的
な役割を持たせることは可能かとの提案があり、そのようなことができるか確認するこ
ととした。規則上問題ないのであれば積極的に検討することが承認された。

4. 緊急出港体制構築に関する宿日直体制の実験 (案) について

尾崎講師から資料 4 に基づき説明があり、1 月後半の 2 週間で当直の実験を行いたい
との提案があった。

労務管理については総務企画グループと調整中であるが、船の保安のための超過勤務
として扱うとのことであった。

実験は平日のみとし、当直者の負担に配慮しながら実験を行うことを条件に承認され
た。

5. 海神丸のイルミネーションについて

藤本昌志教授から 12 月 6 日 (金) より海神丸のイルミネーションを実施する旨の説明があり異議なく承認された。

なお、イルミネーションは今年度限りとのことであった。

(報告)

1. 国土交通省海事局職員の方との面会について

廣野准教授から資料 5 に基づき報告があった。

2. 学内共同利用施設等に係る評価結果について

齋藤センター長から資料 6 に基づき報告があった。

3. 医療コンテナ搭載トライアルについて

廣野准教授から 10 月 9 日 (水) に医療コンテナ搭載トライアルが無事に終了した旨の報告があった。

次回 1 月 29 日 (水) 10:40 (第一会議室)

令和6年度第8回海事基盤センター運営委員会議事概要

(日時) 令和7年1月29日(水) 10:40～11:10

(場所) 第1会議室

(出席者) 齋藤教授(①センター長)、藤本昌志教授(②乗船実習科長・③船長)、
尾崎講師(③機関長)、林准教授(④内海域環境教育センター)、
勝井教授(⑤海洋底探査センター)、
前島准教授(⑥グローバル)、藤原助教(⑥海洋安全)、山本准教授(⑥マリン)、
古川事務長(⑦)、
藤本岳洋教授(⑧)、洲准教授(⑧)

(陪席者) 廣野准教授(海事基盤センター)、松井一等航海士、信川センター事務補佐員
三井専門職員

(議題)

1. 令和7年度海神丸等運航予定について

藤本昌志教授から資料1に基づき、前回からの変更点について説明があった。

2. 令和6年度春季研究航海について

藤本昌志教授から資料2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

3. 海神丸へのpH計、大気CO₂計搭載について

林准教授から資料3に基づき、pH計及び大気CO₂計を海神丸に常設したい旨の説明があり、審議の結果、両方の搭載を承認した。

4. その他

特になし

(報告)

1. クライナーベルクでの広報について

藤本岳洋教授から、クライナーベルクに対し寄付を行った個人・団体の名前を船体に貼付け広報を行うことについて、問題ないとの報告があった。また、クライナーベルクの整備計画について、予算承認されているので、進めてほしいとのことであった。

2. 緊急出港体制構築に関する宿日直体制の実験について

尾崎講師から、当直体制の実験を実施中である旨、報告があった。当直実験終了後、レポートを取りまとめて、次回の本委員会で報告するとのことであった。

3. その他

特になし

次回 3月26日(水) 10:40(梅木Yホール)

令和6年度第9回海事基盤センター運営委員会議事概要

(日時) 令和7年3月26日(水) 10:40～12:10

(場所) 梅木Yホール

(出席者) 齋藤教授(①センター長)、藤本昌志教授(②乗船実習科長・③船長)、
尾崎講師(③機関長)、林准教授(④内海域環境教育センター)、
勝井教授(⑤海洋底探査センター)、
前島准教授(⑥グローバル)、藤原助教(⑥海洋安全)、山本准教授(⑥マリン)、
古川事務長(⑦)、
藤本岳洋教授(⑧)、洲准教授(⑧)

(陪席者) 廣野准教授(海事基盤センター)、松井一等航海士、信川センター事務補佐員
石田事務員

(議題)

1. 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船等使用内規に規定する練習船等における広告掲載要項の制定について
藤本岳洋教授から資料1に基づき、説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
なお、寄付金を受けて整備を行う際は報告してほしいとのことであった。
2. 令和7年度の海神丸運航時船長職について
藤本昌志教授から資料2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
3. 停泊中の海神丸の見学および研修に伴う料金設定について
廣野准教授から現状の説明があり、議論のための情報をまとめたうえで次回以降審議することとなった。

(報告)

1. 神戸市震災復興30年イベント「レジリエンスセッション」への海神丸参画について
廣野准教授から資料3に基づき、イベントのスケジュールについての説明があった。
2. 船陸間通信に関する共同研究について
廣野准教授から資料4に基づき、海神丸の衛星回線に関する共同研究についての説明があった。
3. 海神丸における緊急対応当直の実験報告について
尾崎講師から資料5に基づき、説明があった。
4. 海神丸における緊急対応当直体制の検討(中間報告)について
尾崎講師から資料6に基づき、説明があった。

5. その他

- ・ 廣野准教授から白鷗とむこ丸の引き渡しが完了した旨の報告があった。
- ・ 来年度の運営委員会の開催と委員の交代について説明があった。

次回 日程調整中

令和6年度第2回神戸大学大学院海事科学研究科
附属練習船海神丸共同利用運営協議会議事要旨

日 時 令和6年12月9日（月）13:00～13:30
場 所 オンライン開催（Teams）
出席者 平山議長、藤本委員、齋藤委員、牧委員、西方委員、有馬委員、矢野委員
陪席者 曾和専門職員

議事に先立ち、次の事項について確認を行った。

1. 海神丸共同利用運営協議会委員について
議長から資料1に基づき、海神丸共同利用運営協議会委員名簿の確認があった。
2. 令和5年度第1回海神丸共同利用運営協議会議事要旨について
議長から資料2に基づき、前回の海神丸共同利用運営協議会の議事要旨を確認した。

議 事

【審議事項】

1. 令和7年度海神丸教育関係共同利用の公募について
議長から資料3に基づき、令和7年度海神丸教育関係共同利用の公募について説明があった。審議の結果、やむなく欠席する場合のキャンセル連絡について食材の無駄を防ぐため早めの連絡を促す目的で令和6年度公募要領から4営業日前連絡のお願いを追記したが、教育関係共同利用の趣旨にかんがみて実際にはキャンセル時の食材費を不徴収にするのであれば、その会計対応の根拠となるように要項にその旨を明記して欲しいとの依頼が会計よりあったため、案のとおり追記修正したことを確認し、承認された。

【報告事項】

1. 令和6年度海神丸教育関係共同利用の実施状況について
議長から資料4～5に基づき、令和6年度の海神丸教育関係共同利用の実施状況及びアンケート結果について説明があった。
2. 令和5年度海神丸教育関係共同利用の実施結果について
議長から令和5年度海神丸教育関係共同利用の実施結果について、資料6のとおり令和6年5月に文部科学省に提出したことについて報告があった。
3. 海神丸教育関係共同利用拠点の継続認定について
議長から資料7に基づき、令和6年度から5年間の新たな教育関係共同利用の拠点として申請していた「海洋政策・海事技術とヒューマンファクタ・沿岸環境を網羅する海上アクティブラーニング教育環境の共同利用拠点」が認定されていることについて昨年に続き重ねて報告があった。認定結果に文部科学省から3つの特記事項が付されており、資料に記載の通り、それらの善処を進めることが報告された。

以 上

令和6年10月2日

神戸大学大学院海事科学研究科
附属練習船海神丸共同利用運営協議会委員 殿

神戸大学大学院海事科学研究科
附属練習船海神丸共同利用運営協議会委員長
平 山 勝 敏

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用運営協議会
(持ち回り)の審議結果について(通知)

令和6年9月25日付けで承認の可否についてお伺いしました審議事項について、本協議会
メールによる持ち回り審議の結果を、下記のとおりお知らせします。

記

【審議事項】

・令和6年度海神丸教育関係共同利用について

①(申請書内容:明石工業高等専門学校(「専攻科特別講義」
の実施)・令和6年12月5日(1日))

審議結果:承認

承認日:令和6年10月2日(承認7名、不承認0名)

(意見)

なし

令和7年3月18日

神戸大学大学院海事科学研究科
附属練習船海神丸共同利用運営協議会委員 殿

神戸大学大学院海事科学研究科
附属練習船海神丸共同利用運営協議会委員長
平 山 勝 敏

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用運営協議会
(持ち回り)の審議結果について(通知)

令和7年3月10日付けで承認の可否についてお伺いしました審議事項について、本協議会
メールによる持ち回り審議の結果を、下記のとおりお知らせします。

記

【審議事項】

(1) 令和7年度海神丸教育関係共同利用について

- ① (申請書内容：大阪公立大学 工学部 海洋システム工学科 (「船舶工学特殊講義」
の実施)・令和7年10月21日～10月22日(2日))

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日(承認7名、不承認0名)

(意見)

※のとおり

- ② (申請書内容：中京大学 心理学部 心理学科 (「応用心理学実習」の実施)・令和7
年8月5日～6日(2日))

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日(承認7名、不承認0名)

(意見)

※のとおり

- ③（申請書内容：帝塚山大学 大学院心理科学研究科 心理科学専攻（「心理科学基礎論Ⅰ」の実施）・令和7年8月5日～6日（2日））

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日（承認7名、不承認0名）

（意見）

※のとおり

- ④（申請書内容：大阪大学 人間科学部 人間行動学講座（「人間行動学実験実習Ⅲ」の実施）・令和7年10月24日（1日））

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日（承認7名、不承認0名）

（意見）

※のとおり

- ⑤（申請書内容：神戸女学院大学 心理学部 心理学科（「演習Ⅰ」の実施）・令和7年10月20日（1日））

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日（承認7名、不承認0名）

（意見）

※のとおり

- ⑥（申請書内容：甲南大学 フロンティアサイエンス学部 生命化学科（「科学と産業政策(集中)」の実施）・令和7年5月17日（1日））

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日（承認7名、不承認0名）

（意見）

※のとおり

- ⑦（申請書内容：大阪大学 全学共通教育機構（「流れを見る/流れを知る（流体力学入門）」の実施）・令和7年7月12日（1日））

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日（承認7名、不承認0名）

（意見）

※のとおり

⑧（申請書内容：大阪大学 全学共通教育機構（「学問の扉-循環経済と海洋構造物の長寿命化」の実施）・令和7年7月12日（1日））

審議結果：承認

承認日：令和7年3月17日（承認7名、不承認0名）

（意見）

※のとおり

※①～⑧についてのご意見

本申請について、資料を拝見し、審議内容について検討させていただきましたが、利用内容・計画は、いずれも海神丸教育関係共同利用の目的に合致したものであり、教育的効果が高いものと考えられます。また、海神丸の年間運航予定を拝見しても、予見される支障はないと思われます。

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸規則

(令和4年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第9条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸(以下「練習船」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 練習船は、神戸大学大学院海事科学研究科(以下「研究科」という。)の教育に必要な船舶による実験及び実習並びに学術研究を行うことを目的とする。

(共同利用)

第3条 練習船は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学等の利用に供するものとする。

2 前項の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(乗組員)

第3条 練習船に次の乗組員を置く。

- (1) 船長
- (2) 機関長
- (3) 航海士
- (4) 機関士
- (5) 甲板部員
- (6) 機関部員
- (7) その他の乗組員

(船長)

第4条 船長は、研究科(練習船及び附属国際海事研究センターを含む)に主に配置された神戸大学の専任の教授、准教授又は講師をもって充てる。

2 船長は、練習船の運航業務を総括する。

(管理及び運営)

第5条 練習船の運航管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸規則(平成19年3月30日制定)は、廃止する。

(令和4年3月19日制定)

(目的)

第1条 この内規は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸に関する安全管理システム(Safety Management System:以下「SMS」という。)を構築し、運用するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(運営者等)

第2条 SMS全般を総括するため、運営者を置き、研究科長をもって充てる。

2 運営者の下にSMSの構築に関し企画立案を行うため、SMS管理責任者を置き、副研究科長のうちから研究科長が指名する。

(SMS運営室)

第3条 運営者の指示に従いSMSを運営するため、SMS運営室を置く。

(室長)

第4条 SMS運営室に室長を置き、神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター長をもって充てる。

(責任者)

第5条 SMS運営室に、運航管理を行う運航責任者、船員の管理を行う船員責任者及び保船管理を行う保船責任者を置き、海事基盤センター職員の中から各1名を指名する。

(内部監査員)

第6条 SMS管理責任者の下に、適切なSMS運用がなされているか監査するため、内部監査員2人を置く。

2 内部監査員2人は、研究科長が指名する。

(事故対策本部)

第7条 重大海難事故が発生した場合、直ちに対応するため運営者の下に事故対策本部を置く。

2 事故対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

(変更管理委員会)

第8条 SMSに関し不適合な事項が生じた場合に対応するため、変更管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) SMS管理責任者

(2) SMS運営室長

(3) 運航・船員・保船の各責任者

(4) その他委員会が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、SMS管理責任者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、SMS運営室長がその職務を代行する。

(事務)

第9条 SMS運営室の事務は、事務部で処理する。

附 則

1 この内規は、令和4年3月23日から施行する。

2 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸SMS組織内規(平成27年3月6日制定)は、廃止する。

附 則(令和4年3月19日)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船等使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船、実習船及びその他の舟艇(以下「練習船等」という。)並びに停泊中の練習船等及び係船池(以下「施設等」という。)を使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 練習船等及び施設等は、海事に関する教育・学術研究・社会貢献等の普及活動を図るために使用することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、神戸大学大学院海事科学研究科長(以下「研究科長」という。)とする。

(使用者の範囲)

第4条 練習船等及び施設等を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) その他研究科長が認めた者

(使用の申請)

第5条 練習船等及び施設等を使用しようとするときは、運航等の調整のために海事基盤センターと事前の協議を行い、次の各号に定める区分により、原則として2ヶ月前までに使用申請書を管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 練習船等を使用するとき 附属練習船等使用申請書(別紙様式1)
- (2) 施設等を使用するとき 施設等使用申請書(別紙様式2)

(使用の許可)

第6条 管理責任者は、前条の申請を許可したときは、許可書(別紙様式3、4)により申請者に通知するものとする。

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用の内容を変更するときは、管理責任者に直ちにその旨を申し出て、承認を受けなければならない。

3 前項の申出及び承認については、第1項を準用する。

(使用料)

第7条 使用者は、別表1及び別表2に定める使用料を財務担当役の発する請求書により指定期日までに納入しなければならない。

2 前項の使用料は、いかなる場合でも返還しない。ただし、天災・天候等により実施できないと管理責任者が判断した場合は、返還するものとする。

3 前2項のほか、使用料の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、この内規を遵守するほか、練習船等及び施設等の利用に際しては、管理責任者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を滅失又は毀損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(事務)

第10条 練習船等及び施設等の使用に関する事務は、事務部において行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、練習船等及び施設等の使用に関し必要な事項は、海事基盤センター長と協議の上、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年3月23日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第11条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年7月1日から施行する。

年 月 日

国立大学法人神戸大学 大学院海事科学研究科長 殿

申請者 所 属
職 名 等
氏 名
連 絡 先
※学外は以下を記載
住 所
代表者氏名

附属練習船等使用申請書

下記のとおり練習船等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用する練習船等

(1)練習船等の種類 (いずれかを○で囲むこと)

練習船 : 海神丸

実習船 : むこ丸 白鷗

その他の舟艇 : クライナーベルク
カッター(艇)

(2)乗船者 人

氏名・所属等(多数の場合は、原則、乗船1ヶ月前までに乗船者リストを提出してください)

2 使用理由

3 使用計画(船内等にて実施するプログラム又は利用概要を提出してください)

4 使用期間

5 その他参考となるべき事項
(緊急時連絡先・その他)

【確認】使用中、自己の責に帰する事故や損害については、神戸大学に一切の責任を問いません。

年 月 日 氏名

国立大学法人神戸大学 大学院海事科学研究科長 殿

申請者 所 属
職 名 等
氏 名
連 絡 先
※学外は以下を記載
住 所
代表者氏名

施設等使用申請書

下記のとおり施設等を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用する施設等

(1) 停泊中の練習船等の種類 (いずれかを○で囲むこと)

練習船 : 海神丸

実習船 : むこ丸 白鷗

その他の舟艇 : クライナーベルク
カッター(艇)

(2) 係船池 (必要に応じて図等を提出してください)

(3) 使用者 人

氏名・所属等(多数の場合は、原則、乗船1ヶ月前までに乗船者リストを提出してください)

2 使用理由

3 使用計画(施設等にて実施するプログラム又は利用概要を提出してください)

4 使用期間

5 その他参考となるべき事項

(緊急時連絡先・その他)

【確認】使用中、自己の責に帰する事故や損害については、神戸大学に一切の責任を問いません。

年 月 日 氏名

年 月 日

附属練習船等使用許可書

使用者住所
氏 名 殿

許可者 国立大学法人神戸大学
部局財産管理担当役
大学院海事科学研究科長〔公印省略〕

年 月 日付で申請のあった神戸大学管理の練習船等を使用することについては、下記の条件を付して許可する。

記

1. 使用船舶名称

2. 使用期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

3. 使用目的

4. 使 用 料

- ☐ 使用料が発生する
- ☐ 使用料は発生しない

5. 遵守事項

- イ 使用を許可された練習船等を管理する部局の指示に従うこと。
- ロ 施設又は物品を滅失し、若しくは損傷したときは、速やかに弁償又は修復すること。

年 月 日

施設等使用許可書

使用者住所
氏 名 殿

許可者 国立大学法人神戸大学
部局財産管理担当役
大学院海事科学研究科長 [公印省略]

年 月 日付で申請のあった神戸大学管理の施設等を使用することについては、下記の条件を付して許可する。

記

1. 使用施設名称

2. 使用期間

年 月 日() ～ 年 月 日()

3. 使用目的

4. 使 用 料

- ☐ 使用料が発生する
- ☐ 使用料は発生しない

5. 遵守事項

- イ 使用を許可された施設等を管理する部局の指示に従うこと。
- ロ 施設又は物品を滅失し、若しくは損傷したときは、速やかに弁償又は修復すること。

別表1

【練習船（海神丸）（以下「練習船」という。）】

1. 海事科学研究科, 海洋政策科学部及び海事科学部

以下の表に基づき, 使用料を徴収する。ただし, 教育を目的とした使用の場合は使用料を徴収しない。

区分（注1）	使用料	
	基本額	その他費用（注2～8）
半日使用	—	【使用者に係る費用】 食材費, 宿泊費, リネン代 【その他費用】 重油使用料, 乗組員に係る費用（航海日当, 食材費, リネン代）, 司厨経費, 補助学生費, 係船作業量, 岸壁使用料, その他追加費用
1日使用	—	
夜間使用	—	

注1 半日使用：A（8：00～12：00）若しくはB（13：00～17：00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17：00以降翌日8：00にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は，使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 乗組員に係る費用（航海日当）は，乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に関わる教員	1,450円/人（半日使用の場合は，870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は，660円/人）

注3 食事を提供する場合は，使用者に係る食材費（使用者1人につき，1日1,200円），司厨経費（1日17,000円），乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注4 宿泊を伴う場合は，宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収，使用者1人につき1泊9,000円），使用者に係るリネン代（使用者1人につき，1航海1,200円），乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注5 補助学生を必要とする場合は，非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき，必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注6 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量，岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注7 その他運航形態により，追加費用を徴収する場合がある。

注8 同乗者として練習船を使用する場合は，以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については，上記注1と同様とする。使用者に係る食材費, 宿泊費, リネン代は, 上記注3, 4と同様とする。ただし, 教育を目的として同乗する場合は使用料を徴収しない。なお, 予定していた運航が取り止めとなった場合は，同乗を取り消すものとする。

区分（注1）	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	1人につき1回当たり1,000円	【使用者に係る費用】 食材費, 宿泊費, リネン代 【その他費用】 その他追加費用（運航形態により，追加費用を徴収する場合がある。）
1日使用	1人につき1日当たり2,500円	
夜間使用	1人につき1夜当たり5,000円	

注9 教育関係共同利用に係る使用料については，別途定める。

注10 研究科長は，特別の事情により，表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は，事情を勘案して使用料を決定することができる。

2. 1 以外の学内者

以下の表に基づき、使用料を徴収する。

区分（注1）	使用料	
	基本額（注2）	その他費用（注3～9）
半日使用	60,000円（1回当たり）	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代 【その他費用】 重油使用料、乗組員に係る費用（航海日当、食材費、リネン代）、司厨経費、補助学生費、係船作業量、岸壁使用料、その他追加費用
1日使用	120,000円（1日当たり）	
夜間使用	490,000円（1夜当たり）	

注1 半日使用：A（8：00～12：00）若しくはB（13：00～17：00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17：00以降翌日8：00にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 基本額については、教育を目的とした使用の場合は徴収しない。

注3 乗組員に係る費用（航海日当）は、乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に関わる教員	1,450円/人（半日使用の場合は、870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は、660円/人）

注4 食事を提供する場合は、使用者に係る食材費（使用者1人につき、1日1,200円）、司厨経費（1日17,000円）、乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注5 宿泊を伴う場合は、宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収、使用者1人につき1泊9,000円）、使用者に係るリネン代（使用者1人につき、1航海1,200円）、乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注6 補助学生を必要とする場合は、非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき、必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注7 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量、岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注8 その他運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。

注9 同乗者として練習船を使用する場合は、以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については、上記注1と同様とする。使用者に係る食材費、宿泊費、リネン代は、上記注4、5と同様とする。なお、予定していた運航が取り止めとなった場合は、同乗を取り消すものとする。

半日使用	【教育を目的とした使用の場合】 1 人につき1回当たり1,000円 【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1 人につき1回当たり2,500円	【使用者に係る費用】 食材費，宿泊費，リネン代 【その他費用】 その他追加費用（運航形態により，追加費用を徴収する場合がある。）
1 日使用	【教育を目的とした使用の場合】 1 人につき1日当たり2,500円 【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1 人につき1日当たり5,000円	
夜間使用	【教育を目的とした使用の場合】 1 人につき1夜当たり5,000円 【研究・その他（研修）を目的とした使用の場合】 1 人につき1夜当たり14,000円	

注 1 0 教育関係共同利用に係る使用料については、別途定める。

注 1 1 研究科長は、特別の事情により、表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は、事情を勘案して使用料を決定することができる。

3. 学外者

以下の表に基づき、使用料を徴収する。

区分（注1）	使用料	
	基本額	その他費用（注2～8）
半日使用	510,000円（1回当たり）	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代 【その他費用】 重油使用料、乗組員に係る費用（航海日当、食材費、リネン代）、司厨経費、補助学生費、係船作業量、岸壁使用料、その他追加費用
1日使用	1,020,000円（1日当たり）	
夜間使用	2,190,000円（1夜当たり）	

注1 半日使用：A（8：00～12：00）若しくはB（13：00～17：00）のいずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

夜間使用：17：00以降翌日8：00の間にかかる使用（使用時間に関わらない。）

AからBにわたり使用する場合は、使用時間に関わらず1日使用となる。

注2 乗組員に係る費用（航海日当）は、乗組員の区分・人数に応じて以下の表に基づき算出する。

乗組員の区分	1日当たりの費用
船長・機関長・運航に関わる教員	1,450円/人（半日使用の場合は、870円/人）
船員	1,100円/人（半日使用の場合は、660円/人）

注3 食事を提供する場合は、使用者に係る食材費（使用者1人につき、1日1,200円）、司厨経費（1日17,000円）、乗組員に係る食材費（乗組員1人につき1日1,200円）を徴収する。

注4 宿泊を伴う場合は、宿泊費（海事科学研究科ポンド内における前後泊時のみ徴収、使用者1人につき1泊9,000円）、使用者に係るリネン代（使用者1人につき、1航海1,200円）、乗組員に係るリネン代（乗組員1人につき1航海1,200円）を徴収する。

注5 補助学生を必要とする場合は、非常勤職員の給与に関する細則に定める学生補佐員の時間給に基づき、必要な人数及び時間により算出した費用を徴収する。

注6 学外の港湾において着岸に必要な費用（係船作業量、岸壁使用料）が発生する場合は実費を徴収する。

注7 その他運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。

注8 同乗者として練習船を使用する場合は、以下の区分に基づき使用料を徴収する。区分については、上記注1と同様とする。使用者に係る食材費、宿泊費、リネン代は、上記注3、4と同様とする。なお、予定していた運航が取り止めとなった場合は、同乗を取り消すものとする。

区分	同乗者として練習船を使用する場合の使用料	
半日使用	1人につき1回当たり10,000円	【使用者に係る費用】 食材費、宿泊費、リネン代 【その他費用】 その他追加費用（運航形態により、追加費用を徴収する場合がある。）
1日使用	1人につき1日当たり20,000円	
夜間使用	1人につき1夜当たり45,000円	

注9 教育関係共同利用に係る使用料については、別途定める。

注10 研究科長は、特別の事情により、表に定める使用料を徴収することが適当でないと認める場合は、事情を勘案して使用料を決定することができる。

別表2

【実習船及びその他の舟艇】

実習船（むこ丸，白鷗）

区 分	使用料	
	学内者	学外者
半 日 使 用	25,000 円	25,000 円
1 日 使 用	40,000 円	50,000 円

その他の舟艇

（１）クライナーベルク

区 分	使用料	
	学内者	学外者
半 日 使 用	20,000 円	20,000 円
1 日 使 用	30,000 円	40,000 円

（２）カッター（１艇あたり）

区 分	使用料	
	学内者	学外者
半 日 使 用	5,000 円	10,000 円
1 日 使 用	10,000 円	20,000 円

注 半日使用：午前若しくは午後いずれかの4時間以内の使用

1日使用：8：00～17：00までの間の4時間を超える使用

午前から午後にわたり使用する場合は，使用時間に関わらず1日使用となる。

実習船及びその他の舟艇に係る使用料の取り扱いについて

- 1 海洋政策科学部、海事科学部又は海事科学研究科(以下「学部等」という。)の授業及び学部等が主催する事業として実習船及びその他の舟艇(以下「実習船等」という。)を使用する場合は、使用料を徴収しない。
- 2 学部等に配置された教員(以下「配置教員」という。)が学術研究のため実習船等を使用する場合は、使用料を1/4とする。
- 3 配置教員以外の教員が実習船等を使用する場合は、使用料を1/2とする。
- 4 本学の学生が課外活動の一環として実習船を使用する場合は、使用料を1/2とする。
- 5 本学の学生が課外活動の一環としてその他の舟艇を使用する場合は、使用料を徴収しない。
- 6 上記の取り扱いによらない場合は、海事基盤センター長と協議の上、研究科長が定める。

※ 練習船・実習船及びその他の舟艇(練習船等)並びに停泊中の練習船等及び係船池(施設等)に係る使用料の取り扱いについては廃止する。

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸に主に配置する教員の選考に関する申合せ

この申合せは、神戸大学大学院海事科学研究科教員人事に関する内規（平成 29 年 10 月 11 日制定）第 9 条の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸（以下「練習船」という。）に主に配置する教員の選考に関し、必要な事項を定めるものである。

- 1 練習船に主に配置する教員の選考は、大学院海事科学研究科（以下「研究科」という。）に主に配置された教員から選考する。ただし、適任者がいない場合は、公募により選考する。
- 2 練習船に主に配置された教員は、練習船の船長又は機関長（以下「船長等」という。）を兼務する。
- 3 船長等の任期は、2 年又は 3 年とし、更新することができる。
- 4 公募により選考された教員としての任期は、3 年を超えない期間とし、任期満了の 1 年前に更新の必要があると認めたときは、2 年を超えない範囲内で任期を更新することができる。
- 5 前項により選考された教員で特に必要があると認めたときは、任期を付さず採用することができる。
- 6 練習船に主に配置される教員は、職務の重要性から、一級海技士（航海・機関）の海技免状を有する者とする。

附 則（令和 4 年 1 月 12 日）

- 1 この申合せは、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この申合せ施行後最初に練習船に主に配置する教員に選考される者は、この申合せの規定に基づき選考されたものとみなす。
- 3 附属練習船深江丸に勤務する教員の選考に関する申合せ（平成 21 年 12 月 26 日制定）は、廃止する。

神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター内規

(令和4年3月19日制定)

(設置)

第1条 神戸大学大学院海事科学研究科(以下「研究科」という。)に、神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、研究科の練習船、実習船及びその他の舟艇並びに海岸設備の管理及び運営を行うとともに、海事科学研究科における海技に関わる諸事業を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (3) 練習船の船長及び機関長
- (4) 練習船の船員
- (5) その他の職員

(センター長)

第4条 センター長は、研究科に配置された教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長の選考)

第5条 センター長の選考は、神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の推薦に基づき研究科長が選考する。

(運営委員会)

第6条 センターの管理運営等に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターの事務は、海事科学研究科事務部において行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 この内規の施行後最初に任命されるセンター長の選考については、第5条の規定にかかわらず、研究科長が行うものとする。

3 神戸大学大学院海事科学研究科海事科学教育開発センター内規は、廃止する。

神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター運営委員会内規

(令和4年3月19日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター内規第6条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 神戸大学大学院海事科学研究科海事基盤センター(以下「センター」という。)の運営の基本方針に関する事項
- (2) 神戸大学大学院海事科学研究科(以下「研究科」という。)の練習船、実習船及びその他の舟艇並びに海岸設備の管理及び運営の基本方針に関する事項
- (3) 研究科における海技に関わる諸事業の基本方針に関する事項
- (4) センター長の推薦に関する事項
- (5) その他センターに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織し、委員長はセンター長をもって充てる。

- (1) センター長
 - (2) 乗船実習科長
 - (3) 船長及び機関長
 - (4) 海事科学域に所属する教員のうち内海域環境教育研究センターに主に配置された教員 1人
 - (5) 海事科学域に所属する教員のうち海洋底探査センターに主に配置された教員 1人
 - (6) 講座から選出された教員 各1人
 - (7) 事務長
 - (8) その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第6号に規定する委員については、前項第1号から第5号に規定する委員の所属する講座における当該委員とすることを妨げない。

(任期)

第4条 前条第4号から第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集及び議長)

第5条 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときには、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、海事科学研究科事務部において行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学大学院海事科学研究科海事科学教育開発センター運営委員会内規は、廃止する。

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用規程

(令和4年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸規則(令和4年3月22日制定)第3条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸(以下「練習船」という。)の共同利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同利用」とは、他の大学、短期大学、高等専門学校、機関等(以下「他の大学等」という。)が練習船を利用することをいう。

(利用の申請及び承認)

第3条 共同利用をしようとする他の大学等は、所定の申請書を神戸大学大学院海事科学研究科長に提出し、承認を受けなければならない。

(共同利用の実施)

第4条 練習船は、共同利用に参加する学生への教育に協力するものとする。

(共同利用運営協議会)

第5条 共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(損害賠償)

第6条 共同利用を行う他の大学等は、故意又は過失により、練習船の設備、備品等を損傷又は滅失した場合は、その損害を弁償するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸共同利用規程(平成26年5月20日制定)は、廃止する。

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用運営協議会要項

(令和4年3月19日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用規程(令和4年3月22日制定)第5条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸(以下「練習船」という。)の共同利用に係る実施方針に関する事項
- (2) 練習船の共同利用に係る年度運航計画に関する事項
- (3) 練習船の共同利用に係る公募及び選考に関する事項
- (4) その他練習船の共同利用に関する事項

(組織)

第3条 協議会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 海事科学研究科長
 - (2) 海事科学研究科副研究科長 1 人
 - (3) 海事科学研究科海事基盤センター長
 - (4) 練習船の共同利用に関し学識経験を有する者
- 2 前項の協議会委員の総数に占める海事科学研究科に所属する職員の数、は、2分の1 以下とする。
- 3 前項第4号の委員は、海事科学研究科長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、海事科学研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、委員の3分の2 以上の者が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、海事科学研究科事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸共同利用運営協議会要項(平成26年3月6日制定)は、廃止する。

附 則(令和4年3月19日)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月20日)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用関係規程(以下「利用規程」という。)第7条の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸(以下「練習船」という。)の共同利用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同利用の申請及び許可)

第2条 共同利用を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、様式1による附属練習船海神丸教育関係共同利用申請書(以下「申請書」という。)を原則として、利用規程第5条に規定する共同利用運営協議会(以下「協議会」という。)が定める日までに神戸大学大学院海事科学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請書を提出しようとするときは、あらかじめ、実施内容について協議しなければならない。
- 3 研究科長は前項の規定による申請書の提出があったときは、協議会の議を経て、研究科長が許可するものとする。
- 4 研究科長は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 研究科長は、第3項の許可後に申請書に虚偽の記載その他この要項に違反したことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。
- 6 共同利用の許可を受けた者が、申請内容を変更するときは、速やかに研究科長に申し出て、その許可を得なければならない。

(共同利用の中止)

第3条 研究科長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該共同利用に伴い乗船をする者(以下「利用者」という。)の乗船前に限り、共同利用の許可を取り消し、当該利用の中止を求めることがある。

- (1) 災害対応その他の事由により、本学において緊急に練習船を使用する必要性が生じたとき。
- (2) その他やむを得ない事由により研究科長が必要と認めたとき。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、荒天その他の事由により出航(航海中であっては航海の継続)が困難であると練習船船長が判断した場合は、利用者の乗船の前後にかかわらず、当該共同利用に係る航海を中止することがある。

(費用負担)

第4条 利用者は、乗船に伴い食費その他の実費が発生する場合にあつては、別に定めるところによりその費用を負担するものとする。

(利用者の注意義務)

第5条 利用者は、練習船船長その他乗組員の指示に従い、航海の安全確保、船内の規律の保持及び設備等の保全に努めるものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則(令和4年1月19日)

- 1 この要項は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸共同利用実施要項(平成26年3月6日制定)は、廃止する。

(様式1)

練習船海神丸教育関係共同利用申請書		
年 月 日		
神戸大学大学院海事科学研究科長 殿		
申請者 所属機関 職 名 氏 名		
下記のとおり練習船海神丸の教育利用をいたく申請します。		
利 用 目 的		
共 同 利 用 期 日	年 月 日 ～ 年 月 日 (泊 日) (うち, 航海実習: 月 日～ 月 日(泊 日))	
共 同 利 用 大 学 等 名		
学 部 又 は 研 究 科 名		
学 科 又 は 専 攻 名・課 程		
科 目 名・開 講 年 次・単 位 数		
乗 船 予 定 人 数 (総 員) ※		
利 用 内 容・計 画	(その他, 必要な連絡事項等は次頁にご記入ください)	
使 用 機 器	申請者が持込む機器等	使用を希望する搭載機器
担 当 教 員 等	申請者連絡先: 氏 名 住 所 TEL FAX メールアドレス 緊急時連絡先(携帯等)	受入担当教員名: (受け入れ教員は申込み窓口にご相談し, 予め決定してください)

備考：（概略の行動予定，希望乗船地・下船地，希望乗船日時・下船日時，希望寄港地，実施内容，海域，その他必要な事項をお知らせください）

神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸船内安全衛生委員会内規

(設置)

第1条 国立大学法人神戸大学船員就業規則(以下「規則」という。)及び船員労働安全衛生規則(以下「安全衛生規則」という。)に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸(以下「練習船」という。)に神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸船内安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 練習船船内(以下「船内」という。)における安全管理、火災予防及び消火作業並びに衛生管理のための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病の原因並びに再発防止対策に関すること。
 - (3) その他船内における安全及び衛生に関する事項
- 2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、神戸大学大学院海事科学研究科長(以下「研究科長」という。)に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 練習船船長(以下「船長」という。)
 - (2) 安全担当者
 - (3) 消火作業指揮者
 - (4) 衛生担当者
 - (5) 安全に関する知識又は経験を有する船員のうちから研究科長が指名する者 若干人
 - (6) 衛生に関する知識又は経験を有する船員のうちから研究科長が指名する者 若干人
- 2 前項第5号及び第6号の委員については、船員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、船長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、原則として一航海又は月に1回開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事概要を作成し、事務部に3年間保管しなければならない。また、その写しを、船内に3年間保管しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、練習船職員において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則(令和4年1月19日)

- 1 この内規は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸船内安全衛生委員会内規(平成27年3月6日制定)は、廃止する。